

# 平成21年に取り扱った 事件の内容

# 目 次

第1部	概 要		
第1	活 動 概 要	.....	3
第2	組 織	.....	4
1	委 員 会	.....	4
2	あっせん員候補者	.....	4
3	事 務 局	.....	4
第3	会 議	.....	5
1	総 会	.....	5
2	公益委員会議	.....	5
3	連 絡 会 議	.....	5
第4	各 種 名 簿	.....	6
1	委 員 名 簿	.....	6
2	あっせん員候補者名簿	.....	8
第2部	調整関係		
第1	労働争議の調整	.....	13
1	概 況	.....	13
2	調整事件取扱一覧表	.....	17
3	事 件 記 録	.....	22
第3部	審査関係		
第1	不当労働行為事件の審査	.....	99
1	概 況	.....	99
2	不当労働行為事件取扱一覧表	.....	106
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	.....	108
第2	労働組合の資格審査	.....	110
1	概 況	.....	110
2	労働組合資格審査取扱一覧表	.....	111

# 第1部 概 要

第1	活 動 概 要	.....	3
第2	組 織	.....	4
1	委 員 会	.....	4
2	あっせん員候補者	.....	4
3	事 務 局	.....	4
第3	会 議	.....	5
1	総 会	.....	5
2	公 益 委 員 会 議	.....	5
3	連 絡 会 議	.....	5
第4	各 種 名 簿	.....	6
1	委 員 名 簿	.....	6
2	あっせん員候補者名簿	.....	8





## 第 1 活 動 概 要

平成 21 年の当委員会は、第 40 期委員及び第 41 期委員により運営され、総会を 23 回、公益委員会議を 25 回開催したほか、委員会相互の連絡及び事務処理について必要な研究、情報交換等のため、全国又は地域別に開催される連絡会議に参加した。

当委員会が取り扱った事件等の状況は、次表のとおりであり、総取扱件数は 241 件で、前年に比べ 57 件増加した。また、終結件数は 206 件で、39 件増加した。これを終結率で見ると、85.5 パーセントで、前年の 90.8 パーセントを下回り、翌年への繰越件数は 35 件となった。

平 成 21 年 事 件 等 取 扱 状 況

区 分	労 働 争 議		不 当 労 働 行 為 の 審 査	労 働 組 合 の 資 格 審 査	申 請 ・ 申 立 相 談	計
	調 整	実 情 調 査				
取 扱 件 数	37 (3)	95 (7)	20 (4)	38 (3)	51 (—)	241 (17)
終 結 件 数	35 (3)	88 (7)	8 (3)	24 (2)	51 (—)	206 (15)

(注) ( ) 内は、前年から繰り越した件数で、内数である。

## 第 2 組 織

### 1 委 員 会

当委員会は、公益委員 7 人、労働者委員 7 人、使用者委員 7 人、計 21 人で構成されている。

平成 21 年は、第 40 期委員及び第 41 期委員により運営された。

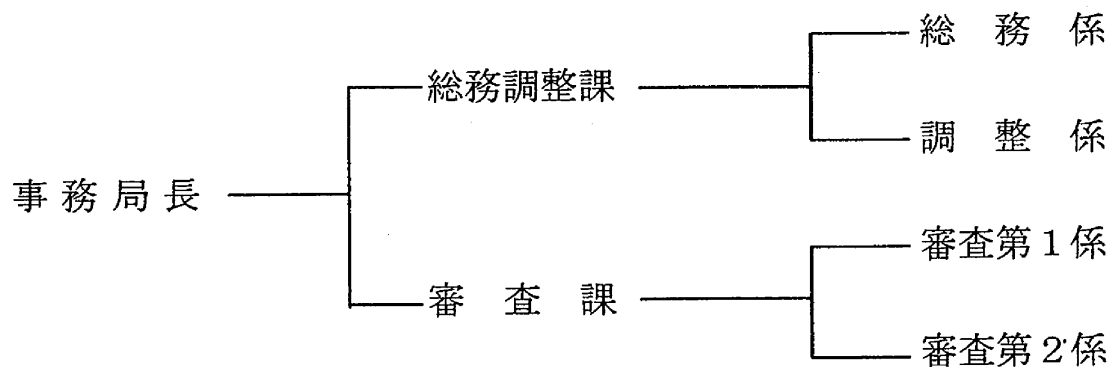
### 2 あっせん員候補者

当委員会では、あっせん員候補者の委嘱基準の内規を設け、学識経験者の中から、あっせん員候補者をあらかじめ委嘱している。平成 21 年 12 月 31 日現在のあっせん員候補者は 30 人である。

### 3 事 務 局

委員会には、その事務を整理するため、事務局が設置されており、平成 21 年 12 月 31 日現在の事務局職員は、事務局長以下 17 人である。

#### 組 織 図



## 第 3 会 議

### 1 総 会

総会は、委員会の活動を総合的に把握し、その適切な運営を期するため、委員全員で構成する会議である。当委員会では、原則として毎月第1・3木曜日を定例日としている。

なお、平成21年は、第1327回から第1349回までの23回の総会を開催した。

### 2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査の決定、不当労働行為事件の命令、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求等を行うため、公益委員のみで構成する会議である。当委員会では、原則として定例総会の日には総会に先立って開催するほか、事件の合議等で緊急を要するものの処理のため臨時に開催している。

なお、平成21年は、第1323回から第1347回までの25回の公益委員会議を開催した。

### 3 連絡会議

当委員会が参加する連絡会議には、全国会議、政令指定都市を抱える14(15)都道府県会議、近畿ブロック会議等がある。

平成21年は、労働委員会制度の活性化や制度の周知、広報、審査等の迅速化、的確化に向けての取組み及び委員報酬等を議題として、活発な見解の交流が行われた。

## 第4 各種名簿

### 1 委員名簿

#### 第41期 委 員

◎印 会長      ○印 会長代理  
平成 21 年8月3日任命 50 音順  
(平成 21 年 12 月 31 日現在)

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
公益委員	大 内 伸 哉	神戸大学大学院法学研究科教授	平成 19.8.2 40期～41期
	小 原 健 男	前(社)兵庫県シルバー人材センター協会参与	平成 21.8.3 41期
	川久保 美智子	関西学院大学社会学部教授	平成 20.5.8 40期～41期
	◎滝 澤 功 治	弁護士	平成 9.7.2 35期～41期
	畑 喜 春	日本赤十字社兵庫県支部参与	平成 19.8.2 40期～41期
	○正 木 靖 子	弁護士	平成 13.7.9 37期～41期
	米 田 耕 士	弁護士	平成 19.8.2 40期～41期
労働者委員	大 森 唯 行	新日本製鉄広畑労働組合組合長	平成 15.7.22 38期～41期
	栗 山 重 治	神姫バス労働組合執行委員長	平成 21.8.3 41期
	白 田 春 雄	三菱重工労働組合高砂製作所支部執行委員長	平成 18.3.16 39期～41期
	高 西 太 郎	関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長	平成 17.7.28 39期～41期
	辻 芳 治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成 19.8.2 40期～41期
	宮 内 博 文	オークラ輸送機労働組合顧問	平成 21.8.3 41期
	村 上 昇	UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長	平成 15.7.22 38期～41期

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
使用者委員	熊 谷 昌 之	兵庫県経営者協会専務理事	平成 19.8.2 40期～41期
	佐 野 喜 之	セイコー化工機(株)代表取締役社長	平成 19.8.2 40期～41期
	塚 本 晴 之	六甲フーズ(株)代表取締役社長	平成 13.7.9 37期～41期
	藤 川 泰 延	(株)神戸製鋼所顧問	平成 21.8.3 41期
	前 田 正 則	西芝電機(株)特別顧問	平成 19.8.2 40期～41期
	村 元 四 郎	(株)村元工作所取締役	平成 21.8.3 41期
	和 田 要	(株)六甲商会代表取締役社長	平成 15.7.22 38期～41期

### 第 40 期 退 任 委 員

区 分	氏 名	委員退任当時の職	退任年月日 在任期間
公益委員	島 本 健 二	社会福祉士	平成 21.8.2 38期～40期
労働者委員	柳 田 忠	JAM山陽顧問	平成 21.8.2 37期～40期
	和 田 利 重	山陽電気鉄道労働組合特別執行委員	平成 21.8.2 40期
使用者委員	高 田 裕 士	カルトンアイ(株)代表取締役会長	平成 21.8.2 34期～40期
	南 光 正 敬	日清鋼業(株)特別顧問	平成 21.8.2 35期～40期

## 2 あっせん員候補者名簿

(平成21年12月31日現在)

氏名	委嘱年月日	現職
大内伸哉	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授
小原健男	平成21年8月3日	兵庫県労働委員会公益委員
川久保美智子	平成20年5月8日	兵庫県労働委員会公益委員 関西学院大学社会学部教授
滝澤功治	平成9年7月2日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
畑喜春	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会公益委員 日本赤十字社兵庫県支部参与
正木靖子	平成13年7月9日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
米田耕士	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
大森唯行	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会労働者委員 新日本製鉄広畑労働組合組合長
栗山重治	平成21年8月3日	兵庫県労働委員会労働者委員 神姫バス労働組合執行委員長
白田春雄	平成18年3月16日	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工労働組合高砂製作所支部執行委員長
高西太郎	平成17年7月28日	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長
辻芳治	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長
宮内博文	平成21年8月3日	兵庫県労働委員会労働者委員 オークラ輸送機労働組合顧問
村上昇	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長
熊谷昌之	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事
佐野喜之	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機(株)代表取締役社長
塚本晴之	平成13年7月9日	兵庫県労働委員会使用者委員 六甲フーズ(株)代表取締役社長

氏 名	委嘱年月日	現 職
藤 川 泰 延	平成21年 8月 3日	兵庫県労働委員会使用者委員 ㈱神戸製鋼所顧問
前 田 正 則	平成19年 8月 2日	兵庫県労働委員会使用者委員 西芝電機㈱特別顧問
村 元 四 郎	平成21年 8月 3日	兵庫県労働委員会使用者委員 ㈱村元工作所取締役
和 田 要	平成15年 7月 22日	兵庫県労働委員会使用者委員 ㈱六甲商会代表取締役社長
島 本 健 二	平成15年 7月 22日	
下 崎 千代子	平成17年 7月 28日	
柳 田 忠	平成17年 7月 9日	
和 田 利 重	平成19年 8月 2日	
高 田 裕 士	平成 7年 6月 23日	
南 光 正 敬	平成 9年 7月 2日	
小 南 秀 夫	平成19年 4月 5日	兵庫県労働委員会事務局長
野 田 哲 也	平成21年 4月 2日	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長
小 前 裕 一	平成19年 4月 5日	兵庫県労働委員会事務局審査課長





## 第2部 調整関係

第1	労働争議の調整	13
1	概況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
3	事件記録	22



# 第1 労働争議の調整

## 1 概況

### (1) 取扱状況

平成21年に取り扱った調整事件は37件であり、すべてあっせん、前年からの繰越件数が3件、新規申請件数が34件であった。

取扱件数は、前年の24件に比べ13件増加した。このうち年内に35件が終結したので、翌年への繰越件数は2件となった(第1表参照)。

### (2) 取扱事件

平成21年の取扱事件37件の内容は、次のとおりである。

ア 調整事項別では、団体交渉の促進が22件、それ以外が17件で、団体交渉関係のもの比率が高くなっている(第2表参照)。

イ 申請者別では、労働組合からの申請が35件、使用者からの申請が2件となっている(第3表参照)。

ウ 地区別では、神戸地区が21件、阪神南地区が5件、阪神北地区及び東播磨地区が各3件、北播磨地区及び但馬地区が各2件、中播磨地区が1件となっている(第5表参照)。

エ 業種別では、「運輸,郵便業」が14件、「サービス業」が6件、「卸売業,小売業」及び「教育,学習支援業」が各4件、「製造業」及び「医療,福祉業」が各3件、その他が2件、公務が1件となっている(第6表参照)。

オ 企業規模別では、49人以下が16件、50人～99人が7件、1,000人以上が6件、100人～199人が5件、500人～999人が2件、300人～499人が1件となっている(第7表参照)。

### (3) 終結状況

平成21年に終結した35件の内容は、次のとおりである。

ア 終結区分を見ると、解決が9件、取下げが5件、打切りが21件となっており、解決率は30.0パーセントとなっている(第8表参照)。

イ 係属日数を見ると、1～4日が14件、10～19日が8件、20～29日が4件、30～49日が3件、5～9日が1件となっており、平均係属日数は、10.9日となっている(第9表参照)。

第1表

## 取 扱 件 数

区 分	取 扱 件 数	終 結 件 数	翌年への繰越件数
繰 越 件 数	3	3	0
新 規 申 請 件 数	34	32	2
計	37	35	2

第2表

## 調 整 事 項 別 件 数

事 項		件 数
	(a) 組 合 の 承 認 ・ 活 動	3
	(b) 協 約 の 締 結 ・ 改 定	1
	(c) 協 約 の 効 力 ・ 解 積	—
賃 金 等	(d) 賃 金 増 額	—
	(e) 一 時 金	1
	(f) 諸 手 当 金	—
	(g) 退 職 金 他	—
	(h) そ の 他	3
	小 計	4
賃 金 以 外 の 労 働 条 件	(i) 労 働 時 間	1
	(j) 休 日 ・ 休 暇	1
	(k) そ の 他	2
	小 計	4
経 営 又 は 人 事	(l) 事 業 休 廃 止 ・ 縮 小	—
	(m) 人 員 整 理	—
	(n) 配 置 転 換	1
	(o) 解 雇 他	1
	(p) そ の 他	—
	小 計	2
(q) 福 利 厚 生	—	
(r) 団 交 促 進	22	
(s) そ の 他	3	
合 計		39

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあり、本表の合計は取扱件数と一致しない。

第3表

## 申請者別件数

申請者	労働組合	使用者	双方	計
件数	35	2	0	37

第4表

## 月別件数

月	繰越分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
件数	3	1	1	4	1	3	1	4	6	3	2	5	3	37

第5表

## 地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
件数	21	5	3	3	2	1	—	2	—	—	37

第6表

## 業種別件数

業種	製造	運輸, 郵便				卸売, 小売	医療, 福祉	教育, 学習支援	サービス	その他	公務	計
		旅客運送	貨物運送	郵便	その他							
件数	3	8	5	1	—	4	3	4	6	2	1	37

(注) 日本標準産業分類が変更され、平成21年1月から新たに「郵便」が設けられた。

第7表

## 企業規模別件数

企業規模	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
件数	16	7	5	—	1	2	6	37

第8表

終結区分別件数

終結区分	解 決	取 下 げ	打 切 り	計	翌年への 繰越件数
件 数	9	5	21	35	2

第9表

調整日数別終結件数

日 数	調整員 指名前	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	50以上	計	平均日数
件 数	5	14	1	8	4	3	—	35	10.9日

## 2 調整事件取扱一覧表

事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申請者	調整事項	終結日 区分	事件地	参照頁
平20 (調) 14	卸売業, 小売業	20.10.24 (指名前)	労	誠実な団体交渉の実施	21.3.24 取下げ	神戸市 須磨区	22
21	専門サービス業 (他に分類されないもの)	20.12.22 (21.1.20)	〃	〃	21.2.18 解決	神戸市 中央区	24
22	娯楽業	20.12.26 (21.1.20)	〃	定年制度の見直し	21.1.20 打切り	西脇市	26
平21 (調) 1	道路貨物運送業	21.1.20 (21.2.16)	〃	団体交渉の実施	21.3.19 解決	神戸市 中央区	28
2	教育, 学習支援業	21.2.26 (21.3.10)	〃	〃	21.3.10 打切り	神戸市 須磨区	30
3	卸売業, 小売業	21.3.3 (21.3.12)	〃	本人への謝罪	21.3.25 打切り	芦屋市	32
4	鉄道業	21.3.10 (21.3.24)	〃	団体交渉の実施	21.4.7 解決	神戸市 中央区	34
5	地方公務 教育, 学習支援業	21.3.12 (21.3.25)	〃	〃	21.3.25 打切り	加古川市	36
6	地方公務	21.3.12 (21.3.30)	〃	〃	21.3.30 打切り	西宮市	38
7	道路貨物運送業	21.4.1 (21.4.14)	〃	賃金の不利益変更 に対する是正勧告	21.4.21 解決	伊丹市	40

事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申請 者	調整事項	終結日 区分	事件地	参照 頁
平21 (調)8	道路貨物運送業	21.5.18 (指名前)	労	団体交渉の実施	21.6.22 取下げ	神戸市 兵庫区	42
9	熱供給業	21.5.29 (21.6.15)	〃	団体交渉の促進	21.6.18 解決	神戸市 東灘区	44
10	専門サービス業 (他に分類されないもの)	21.5.29 (21.6.15)	〃	誠実な団体交渉の実施	21.6.15 打切り	神戸市 中央区	46
11	専門サービス業 (他に分類されないもの)	21.6.19 (指名前)	〃	団体交渉の実施	21.11.11 取下げ	尼崎市	48
12	道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー業)	21.7.9 (21.7.27)	〃	社内掲示板の設置等	21.7.27 打切り	西宮市	50
13	教育, 学習支援業	21.7.10 (21.7.22)	〃	財務諸表の提示を含む 誠実な団体交渉の実施	21.7.22 打切り	神戸市 中央区	52
14	社会保険・ 社会福祉・ 介護事業	21.7.27 (21.8.7)	〃	組合員の配置転換 (出向)の撤回	21.9.8 解決	加古川市	54
15	卸売業, 小売業	21.7.28 (21.8.4)	〃	誠実な団体交渉の実施	21.8.25 打切り	神戸市 西区	56
16	窯業・土石製品製造業	21.8.4 (21.8.20)	〃	事情聴取と称する 支配介入の禁止	21.8.20 打切り	養父市	58
17	郵便業	21.8.10 (指名前)	〃	組合掲示板の貸与	21.11.26 取下げ	神戸市 灘区 北区	60



事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申請 者	調 整 事 項	終 結 日 区 分	事 件 地	参 照 頁
18	ゴム製品製造業	21. 8. 11 (21.8.27)	労	組合事務所の貸与	21.9.11 打切り	神戸市 兵庫区	62
19	その他の事業 サービス業	21. 8. 17 (21.8.27)	〃	不当な退職手続 による精神的苦痛 に対する謝罪等	21.8.27 打切り	神戸市 中央区	64
20	廃棄物処理業	21. 8. 25 (21.9.11)	〃	誠実な団体交渉の実施	21.10.6 解決	美方郡 新温泉町	66
21	ゴム製品製造業	21. 8. 26 (21.9.7)	〃	足利工場へ転勤でき ない嘱託準社員の 労働条件の提示	21.9.7 打切り	神戸市 兵庫区	68
22	道路貨物運送業	21. 9. 2 (21.9.25)	〃	神戸市で社長が出席 した上での誠実な 団体交渉の実施	21.9.25 打切り	神戸市 東灘区	70
23	卸売業, 小売業	21. 9. 11 (21.9.29)	〃	社長が出席した 誠実な団体交渉の実施	21.9.29 打切り	神戸市 西区	72
24	熱供給業	21. 9. 17 (21.10.5)	〃	年間一時金	21.10.23 打切り	神戸市 東灘区	74
25	医療業	21. 10. 14 (指名前)	〃	団体交渉の再開	21.10.28 取下げ	伊丹市	76
26	道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー業)	21. 10. 21 (21.10.30)	〃	就業規則不利益変更の中止	21.11.11 解決	明石市	78
27	道路旅客運送業 (バス専業)	21. 11. 10 (21.11.18)	〃	誠実な団体交渉の実施	21.12.11 打切り	神戸市 中央区	80

事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 区 分	事 件 地	参 照 頁
28	道路貨物運送業	21.11.16 (21.12.3)	労	誠実な団体交渉の実施	21.12.22 解 決	加西市	82
29	道路旅客運送業 (バス専業)	21.11.17 (21.11.27)	〃	チェック・オフ協定の締結	21.12.8 打切り	伊丹市	84
30	道路旅客運送業 (バス専業)	21.11.25 (21.11.26)	使	給与規程をめぐる 紛争の早期解決	21.12.11 打切り	神戸市 中央区	86
31	道路旅客運送業 (バス専業)	21.11.30 (21.12.2)	〃	契約社員2名の 雇用契約をめぐる 紛争の早期解決	21.12.11 打切り	神戸市 中央区	88
32	医 療 業	21.12.7 (21.12.25)	労	団体交渉の実施 解雇の撤回	21.12.25 打切り	神戸市 北 区	90
33	教育, 学習支援業	21.12.14 (-)	〃	誠実な団体交渉の実施	繰 越	神崎郡 市川町	92
34	道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー業)	21.12.28 (-)	〃	〃	繰 越	尼崎市	94
計		37件 (34件)					

(注) 「計」欄の( )内は、本年の新規取扱件数で、内数である。



### 3 事件記録

平成20年(調)第14号(1909号)

申請年月日	平成20年10月24日		
あっせん員	— (公) — (労) — (使)		
係属日数	— 日	あっせん回数	— 回
終 結	平成21年3月24日	終 結 区 分	取下げ

(注) 係属日数は、あっせん員指名月日(当日を含む。)から、終結月日(当日を含む。)までの日数である(以下同じ。)

#### 1 申請者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部  
 組合員数 570人

#### 2 関係当事者

組 合 神戸市中央区  
 X労働組合A支部B分会  
 組合員数 2人

使用者 神戸市須磨区  
 株式会社Y (卸売業, 小売業)  
 従業員数 70人  
 関係事業所 なし

#### 3 調整事項 誠実な団体交渉の実施

#### 4 労使の主張

組 合	使 用 者
会社役員に対する恫喝等の行為について、組合への謝罪を求める。	申入れのあった団体交渉は、都合が悪くてできない。

## 5 申請までの経過

平成20年2月1日に誠実な団体交渉の実施を申請事項として、あっせん申請があったが、その後、自主的に団体交渉が持たれ、同年3月19日に組合が申請を取り下げた〔平成20年(調)第1号〕。

同年6月に、団体交渉の結果、自宅待機となっていた分会長が復職をした。

同年9月29日、分会長に対し、副社長が恫喝行為を行ったと組合は主張し、同年10月4日、謝罪を求めて団体交渉の申入書を送付した。同月6日、使用者は都合が悪く実施できないと回答をした。

同月15日に再度、組合は、同月22日の団体交渉実施を求めて申入れをしたが、使用者からは回答がなく、当日の交渉も欠席をした。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月24日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成20年10月31日、事務局調査を実施したところ、使用者は、団体交渉の申入れがあれば、団体交渉を実施することを表明した。

その後、折衝の結果、要求事項について、労使間で自主解決がなされた。

そこで、組合は、平成21年3月24日、あっせん申請の取下書を提出し、本件は終結した。

平成 20 年(調)第 21 号(1916 号)

申請年月日	平成 20 年 12 月 22 日		
あっせん員	島本 (公) 辻 (労) 前田 (使)		
係属日数	30 日	あっせん回数	2 回
終 結	平成 21 年 2 月 18 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部  
 組合員数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部B分会  
 組合員数 1人

使用者 神戸市中央区  
 Y会 (専門サービス業 (他に分類されないもの))  
 従業員数 8人  
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
組合員の復職について、団体交渉を実施すること。	当会と組合員とは、訴訟 (控訴) 係属中であり、現時点では団体交渉になじまないものとする。

## 5 申請までの経過

平成19年7月9日、事務局長のCが提出した適応障害等のため1か月の自宅休養を要する旨の診断書により、使用者は、同年8月2日までの休職を命じた。同年7月27日に、Cは、同年8月3日からは復職可能であるという診断書を使用者に提出し、復職を要求したが、使用者は、同年8月3日、Cに再度休職を命じた。

Cは、同年9月12日に再度診断書を提出して復職を要求し、同月末ころ、申請組合に加入した（以下、Cを「組合員」という。）。

平成20年1月18日、組合員は、休職命令が無効であることの確認等を求めて、労働審判手続を申し立てた。労働審判委員会は、同年3月28日、職員として復職させること等を命じる労働審判を告知した。

この労働審判に対し、使用者が異議を申し立てたため、訴訟に移行し、同年11月27日、神戸地裁で、休職命令が無効であることを確認する等の判決が出た。

そこで、組合は、復職日程等について使用者に団体交渉を申し入れ、双方の代理人で復職条件について話し合うこととなったが、使用者側代理人が解任され、話し合いはなされなかった。

同年12月11日、組合は再度団体交渉を申し入れたが、同月16日に使用者は、組合員と控訴係属中であるため、団体交渉にはなじまないと考えると回答した。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月22日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年1月20日、あっせん員が指名された。

同年2月10日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、労働審判や地裁の判決が出されているのに、使用者側はCを復職させずに控訴をし、その上、組合との団体交渉も拒否していると主張した。

一方、使用者側は、組合員と他の職員間に強い軋轢があり、組合員には円満に退職してもらうのが一番よいと考えており、現在控訴中ではあるが、団体交渉を拒否しているわけではないと主張した。

そこで、あっせん員は、組合に対して組合員の職場復帰の意思と現実性を確認する一方、使用者に対しては、判決で示された組合員の復職の可能性を次回あっせんまでに検討するよう要請した。

同月18日の第2回あっせんにおいて、使用者は、検討した結果、組合員の復職条件は提示できない、しかし、団体交渉は拒否するわけではないと主張したため、あっせん員は、事前協議の実施等、団体交渉についてのルールづくりに関するあっせん案を提示したところ、労使双方があっせん案を受諾したため、同日、本件は終結した。

(あっせん案)

- 1 労使双方は、平成20年12月11日付け団体交渉開催申入書の議題①「組合員の復職について」に基づく団体交渉を、2月中に実施する。
- 2 労使双方は、健全な労使関係の醸成のため、次のとおり団体交渉ルールを確認する。
  - (1) 団体交渉の日時、場所、議題及び出席者名について事前協議を行った上で、団体交渉を実施する。
  - (2) 団体交渉の出席者は、双方ともほぼ同数とする。

平成 20 年(調)第 22 号(1917 号)

申請年月日	平成 20 年 12 月 26 日		
あっせん員	島本 (公) 村上 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 1 月 20 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 西脇市  
 X労働組合連合会  
 組合員数 1,600人

2 関係当事者

組 合 西脇市  
 A労働組合  
 組合員数 19人

使用者 大阪府大阪市中央区  
 Y株式会社 (娯楽業)  
 従業員数 84人  
 関係事業所 西脇事業所

3 調整事項 定年制度の見直し

4 労使の主張

組 合	使 用 者
常勤ラウンドアドバイザーについて、58歳で準常勤ラウンドアドバイザーになると就業規則で決めているが、60歳まで常勤で継続するよう求める。	57歳で準常勤に変更していたのを、既に58歳に引き上げている。体力や経費の事もあり、法的に問題があるわけでもないので、できない。



## 5 申請までの経過

組合は、ラウンドアドバイザーという区分の従業員、いわゆるキャディについて、58歳になると、常勤から準常勤ラウンドアドバイザーに変更される旨が就業規則で定められているところ、常勤ラウンドアドバイザーのままで定年まで勤務できるよう、以前から要求をしていた。

平成20年12月15日、組合は、平成21年1月にその対象者が出ることから、改めて要求を行った。

平成20年12月15日、19日及び22日と3回の団体交渉を実施したが、平成21年1月に対象者がおり、期限が迫っているにもかかわらず、組合、使用者双方の意見が膠着状態となった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、平成20年12月26日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年1月9日、事務局調査を実施した。

同月16日、使用者から、定年制度については、法律的に特に問題はないと認識しており、経営状況も厳しいため、譲歩できる余地はほとんどないと考えるので、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月20日、あっせん員が指名され、あっせん員が、協議の結果、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、本件を打切りとした。

平成 21 年(調)第1号(1918 号)

申請年月日	平成 21 年 1 月 20 日		
あっせん員	畑 (公) 柳田・和田(利) (労) 南光 (使)		
係属日数	32 日	あっせん回数	2 回
終 結	平成 21 年 3 月 19 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部  
 組合員数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部B分会  
 組合員数 1 人

使用者 神戸市中央区  
 Y株式会社 (道路貨物運送業)  
 従業員数 68 人  
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
使用者は、団体交渉に応じること。	組合員は、個人事業主であり、団体交渉に応じることにはできない。

## 5 申請までの経過

平成20年10月20日、Y株式会社で就労するCは、組合に加入し、同日、組合は、使用者に対して、分会結成通知書及び要求書を提出した(以下、あっせん案の要旨を除き、Cを「組合員」という。)

同年11月4日、団体交渉が実施されたが、使用者は、組合の要求事項については、後日回答すると発言するのみであった。

その後も、組合は使用者に回答を要求したが、使用者は、業務多忙で時間が取れないこと等を理由に回答を行わなかった。

組合は、このままでは自主解決は困難であると判断し、平成21年1月20日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年2月16日、あっせん員が指名された。

同年3月2日、第1回あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、歩合給の支払に遅れ等があるため、団体交渉を申し入れたが、使用者が業務多忙を理由に団体交渉に応じようとしないと主張した。

一方、使用者側は、当該争議に係る組合員は、個人事業主と考えられるため、団体交渉に応じる義務はないと主張した。

あっせん員が、再度、労使双方に確認したところ、組合員の就労形態の認識に齟齬があったため、個別折衝を行い、第2回あっせんに先立って、労使協議の場を設けることを提案したところ、労使双方とも了承したため、協議の期日及び場所等を確認して、第1回あっせんは終了した。

同年3月5日、組合から申出があったので、あっせん作業推進のため、同月10日、労働者委員1名があっせん員として追加指名された。

同月19日、第2回あっせんが行われ、あっせん員が労使協議の結果を聴取したところ、使用者側は、労使協議の内容を踏まえて検討した結果、組合員を正社員と同様に処遇する、団体交渉ルールを設定の上であれば団体交渉に応じる、と回答した。

これに対し、組合側は、団体交渉の実施を前提に、あっせんしてもらいたいと主張した。

あっせん員が、あっせん案の内容について、個別折衝を繰り返し、同年4月1日以降の組合員の処遇及び団体交渉ルールに係るあっせん案を示したところ、労使双方がこれを受諾したため、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 使用者は、組合員であるCの賃金その他の労働条件については、平成21年4月1日から他の正社員と同様とする。
- 2 団体交渉を実施することを前提に、労使双方は、健全な労使関係の醸成のため、次のとおり団体交渉ルールを確認する。
  - (1) 申入れは、文書で行い、日時、議題及び出席者について事前協議を行った上で、団体交渉を実施する。
  - (2) 団体交渉の人数  
原則として、双方3人とする。
  - (3) 団体交渉の実施場所  
〇〇会館とする。
  - (4) 交渉時間  
2時間とする。

平成 21 年(調)第2号(1919 号)

申請年月日	平成21年2月26日		
あっせん員	島本(公) 柳田(労) 熊谷(使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	一 回
終 結	平成21年3月10日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区  
 X組合連合  
 組 合 員 数 652人

2 関係当事者

組 合 神戸市中央区  
 X組合連合A分会  
 組 合 員 数 3人

使用者 神戸市須磨区  
 学校法人Y(教育, 学習支援業)  
 従 業 員 数 45人  
 関係事業所 Bスクール

3 調 整 事 項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
団体交渉に応じないのは、不当労働行為であり、すぐに応じるべきである。	控訴をしたので、団体交渉に応じない旨の回答をした。

## 5 申請までの経過

平成16年8月1日、Cが常勤の美術教員として、有期契約で雇用された。使用者は、雇用契約を2回更新した後、平成19年1月16日、Cを教員不適格であるとして、次回は契約更新をしない旨通告した。同年3月13日、Cは組合に加入した（以下Cを「組合員」という。）。同日、組合はA分会の結成を使用者に通知し、その後、団体交渉を2回実施した。

組合員は、同年7月31日、雇止めとなり、同年10月17日に、地位確認等を求めて提訴し、同年11月7日に地位保全と賃金仮払の仮処分命令の申立てをした。

平成20年5月1日、神戸地裁において、地位保全と賃金仮払の仮処分命令が決定され、平成21年1月22日、組合員が労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する旨の判決がなされた。

同月31日、組合は団体交渉を申し入れたが、同年2月6日、使用者は控訴したので団体交渉には応じないと回答した。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月26日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年3月2日、事務局調査を実施した。

同月9日、使用者から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月10日、あっせん員が指名され、あっせん員が、協議の結果、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、本件を打ち切りとした。

平成 21 年(調)第3号(1920 号)

申請年月日	平成 21 年 3 月 3 日		
あっせん員	川久保 (公) 村上 (労) 高田 (使)		
係属日数	14 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 21 年 3 月 25 日	終 結 区 分	打切り

1 申請者

組 合 芦屋市  
                         ユニオンX  
                         組合員数 56 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 芦屋市

                        有限会社Y (卸売業, 小売業)

                        従業員数 不明

                        関係事業所 A店

3 調整事項 本人への謝罪

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>組合員は、店長からパワーハラスメントを受けたため、精神的な苦痛から円形脱毛症となり、自律神経失調症を再発。仕事を辞めざるを得ない状況に追い込まれた。よって謝罪を求める。</p>	<p>従業員への指導の範囲であり、行き過ぎの指導はなかったため、謝罪しない。</p>

## 5 申請までの経過

Bは、平成20年6月16日にA店にアルバイトとして就職したが、同年10月19日に同店を退職し、同年11月3日に組合に加入した（以下Bを「組合員」という。）。

組合側は、同年11月23日から平成21年1月21日にかけて、4回の団体交渉を行い、組合員は、店長からパワーハラスメントを受けたため精神的な苦痛から円形脱毛症となり、自律神経失調症を再発して仕事を辞めざるを得ない状況に追い込まれたとして、組合員本人への謝罪を要求してきたが、使用者側は、従業員への指導の範囲であり、行き過ぎの指導はなかったとして、謝罪を拒んできた。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年3月3日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年3月12日、あっせん員が指名された。

同月25日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①従業員への指導の趣旨は理解しているが、指導というなら、本人に合った指導をするべきであり、行き過ぎた部分やパワーハラスメントの部分だけは謝罪して欲しい、②解決金として解雇予告手当相当額の50,000円の支払を求めていると主張した。

一方、使用者側は、①店で働いてもらう上で必要最低限のことを指導してきたに過ぎないので、謝罪や解決金の支払には応じない、②仕事に対する厳しさを理解して欲しいと主張した。

その後、あっせん員が、使用者側及び組合側の意向を再度確認したが、双方に歩み寄りの姿勢が見られなかった。

あっせん員は、協議の結果、両者の主張の隔たりが大きく、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、本件あっせんに打ち切った。

平成 21 年(調)第4号(1921 号)

申請年月日	平成 21 年 3 月 10 日		
あっせん員	大内 (公) 大森 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	15 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 21 年 4 月 7 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区  
Xユニオン  
組 合 員 数 7 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市中央区  
Y株式会社 (鉄道業)  
従 業 員 数 120 人  
関 係 事 業 所 なし

3 調 整 事 項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
①転籍せず、今後もY株式会社で継続して就労する場合の労働条件、 ②当組合専用事務所の貸与及び③当組合用掲示板の設置について、団体交渉で協議せよ。	組合代表のA氏は、申請外B労働組合にも加入しており、同一事項について二重交渉となるので、団体交渉を持つことはできない。



## 5 申請までの経過

平成20年8月から、使用者と申請外B労働組合とは、使用者の従業員に係る株式会社Cへの転籍問題について協議を重ねてきたところ、転籍に反対する従業員が組合を結成の上、①転籍せず、今後もY株式会社で継続して就労する場合の労働条件、②組合専用事務所の貸与及び③組合用掲示板の設置について、団体交渉で協議するよう申入れたが、使用者側は、組合代表のA氏は、申請外B労働組合にも加入しており、同一事項について二重交渉となるので団体交渉を持つことはできないとして、申入れを拒否した。

組合は、平成21年2月17日付けの2回目の団交申入れを使用者側に拒否された後、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年3月10日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年3月24日、あっせん員が指名された。

同年4月7日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、使用者側は二重交渉であることを問題にしているが、組合は転籍を認めないという前提の下に交渉を申し入れて取り組んでおり、二重交渉にはならないと主張した。

一方、使用者側は、組合の代表を含め組合員が申請外B労組にも加入しており、同一の職場かつ同一の職種における同じ問題について同じ説明を重複して行うことに戸惑いを感じているだけであり、Y株式会社関係者が知っている範囲の説明をするということであれば、団体交渉に応じると主張した。

その後、あっせん員が、①労使双方は、平成21年2月17日付け団体交渉申入書に記載された協議事項について誠意をもって団体交渉を実施すること、②組合は、組合員の二重加入状態により使用者に不都合が生じないように、責任をもって回避することが妥当として、個別折衝を行い、労使双方ともこれを了承した。

そこで、あっせん員があっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾したため、あっせん日当日、本件は解決した。

(あっせん案の要旨)

- 1 労使双方は、平成21年2月17日付け団体交渉申入書に記載された協議事項について、誠意をもって団体交渉を実施する。
- 2 組合は、組合員の二重加入状態により使用者に不都合が生じないように、責任をもって回避する。

平成 21 年(調)第5号(1922 号)

申請年月日	平成 21 年 3 月 12 日		
あっせん員	島本 (公) 村上 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 3 月 25 日	終 結 区 分	打切り

1 申請者

組 合 加古川市  
 X労働組合A評議会  
 組合員数 220 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 加古川市  
 Y市(地方公務)  
 従業員数 2,337 人  
 関係事業所 なし  
 Y市教育委員会(教育, 学習支援業)  
 従業員数 297 人  
 関係事業所 中学校

3 調整事項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
1 使用者は、中学校用務員の職場配置に関する団体交渉に応じること。	1 中学校用務員の配置については、人事管理上の必要性から行うもので、管理運営事項につき、団体交渉に応じることにはできない。 また、組合の上部団体たる申請外B組合同席の事前協議において、中学校用務員を小学校に異動させるが労働条件に変更はない旨を説明したが、組合は特に異議を唱えなかった。
2 団体交渉を実施しないまま、組合の執行役員2名を異動させないこと。	2 申請外B組合同席の事前協議において、組合の執行役員を異動させることを説明したが、組合は特に異議を唱えなかった。

## 5 申請までの経過

平成20年11月20日、Y市は、組合及び組合の上部団体たる申請外B組合(以下、併せて「組合側」という。)との事務折衝の場で、幼稚園職場に正規用務員を配置し、中学校職場において正規用務員を廃止した上に、再雇用嘱託員・臨時職員を配置するとの提案(以下「用務員配置案」という。)を口頭で行った。

平成21年1月27日、Y市は、組合側との団体交渉において、勤務条件に変更が生じるなど具体的な問題等があれば協議する旨を説明した。

これに対し、組合側は、同日付けで用務員配置案に反対する文書をY市教育委員会に提出した。

同年2月6日、Y市教育委員会は、同年1月27日付けの組合側の用務員配置案反対の文書に対し、正規職員については、原則として、幼稚園及び小学校を中心に配置したい等との回答書を提出した。

同月18日、組合側は、Y市に対し、用務員配置案の提案は、労働協約書は無視する対応であり、認められないとして文書で協議を申し入れ、同月23日、用務員配置案に係る説明及び交渉を文書で要求した。

同日、Y市は、「平成21年4月1日付け人事異動の基本的な考え方」を組合側に文書で提示し、同月24日、用務員配置案は管理運営事項であり交渉事項ではないが、転任等の基準に関する事項については今後とも協議していきたいと文書で回答した。

同月25日、Y市は、春闘交渉の事務折衝の場で、執行委員2名の人事異動を提案した。

同月26日、組合側は、Y市及びY市教育委員会に対し、用務員配置案に関する団体交渉の申入れを行うとともに、25日の事務折衝の場で提案された執行委員2名の人事異動の撤回を求めた。

同年3月4日、Y市教育委員会は、組合側に対し、学校用務員職場の配置については、人事管理上の必要性から行うものであり、管理及び運営に関する事項であるため、交渉することはできないとの文書回答をした。

組合は、このままでは自主解決は困難であるとして、同月12日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年3月16日、事務局調査を実施した。

同月18日、Y市及びY市教育委員会から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月25日、あっせん員が指名され、あっせん員が協議の結果、これ以上あっせんを継続することが困難であると判断し、同日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第6号(1923 号)

申請年月日	平成 21 年 3 月 12 日		
あっせん員	島本 (公) 村上 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 3 月 30 日	終 結 区 分	打切り

1 申請者

組 合 神戸市中央区  
           X労働組合A本部  
                     組合員数 53,000 人

2 関係当事者

組 合 申請者に同じ

使用者 西宮市  
           Y市 (地方公務)  
                     従業員数 3,500 人  
                     関係事業所 なし

3 調整事項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
Y市は、組合員と直接交渉を繰り返しており、実態上の使用者として、団体交渉に応じよ。	現時点では、雇用関係にないため、団体交渉に応じることはできない。

## 5 申請までの経過

Aは、交通安全協会に所属する交通安全指導員(以下「指導員」という。)として、昭和43年からY市が人件費の全額を補助する事業として実施されている、西宮市内の小学校等での交通安全指導活動に従事していた。

平成19年12月27日、Y市は、平成21年3月31日をもって、補助金の支給を打ち切り、同年4月1日から、Y市の非常勤嘱託職員として指導員を直接雇用する旨を交通安全協会に正式通知し、以降、採用後の労働条件等について、交通安全協会及び指導員と協議を行っていた。

平成21年2月中旬、Aが組合に加入し、同月25日、組合はY市に団体交渉を申し入れた(以下Aを「組合員」という。)

同年3月10日、Y市が、現時点では組合員と雇用関係にないことを理由に、団体交渉に応じる立場にないとの回答を行ったため、このままでは、自主交渉による解決は困難と判断し、同月12日、組合は、あっせん申請をした。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年3月18日、事務局調査を実施したところ、Y市は、同年4月1日から、交通安全協会の指導員をY市の非常勤嘱託員として雇用すべく、交通安全協会の退職手続及び非常勤嘱託員の募集要項等の説明会を行っている。現時点では、面接を行っている段階であり、組合員と雇用関係にないため、団体交渉に応じることはできない、との主張がなされた。

同月25日、Y市から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月30日、あっせん員が指名され、あっせん員が協議の結果、これ以上あっせんを継続することが困難であると判断し、同日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第7号(1924 号)

申請年月日	平成 21 年 4 月 1 日		
あっせん員	島本 (公) 村上 (労) 高田 (使)		
係属日数	8 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 21 年 4 月 21 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 伊丹市  
 Xユニオン  
 組 合 員 数 36 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ  
 使用者 東京都稲城市  
 Y株式会社 (道路貨物運送業)  
 従 業 員 数 1,200 人  
 関係事業所 伊丹営業所

3 調 整 事 項 賃金の不利益変更に対する是正勧告

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>会社は、10～30%の賃金カットを、個々にかつ一方的に示し、半強制的に労働条件変更合意書に押印させた。団体交渉を開催して撤回及び再考を求めたが、譲歩がない。</p>	<p>強制はしていないし、労働条件変更合意書は各人との間で交わした契約なので、撤回の要求は認められない。</p>

## 5 申請までの経過

平成21年1月中に、使用者は、3月からの賃金改定について各従業員に個別的に説明を行い、合意に達した者とは、労働条件変更合意書（以下「合意書」という。）を締結した。

同年2月1日に、伊丹事業所の従業員のうち、36名で組合を結成した。

労使は、3回にわたって団体交渉を実施し、組合は、使用者は、10～30%の賃金カットを従業員個々に、一方的に示し、半強制的に合意書に押印させたと主張し、賃金カット計画の白紙撤回と労使合意による労働条件の変更を要求した。

これに対して、使用者は、合意書への署名押印を強制はしていないし、合意書は各人との間で交わした契約なので、撤回の要求は認められないと主張し、団体交渉は平行線のまま、使用者が、3月支給の賃金を減額後の額で支給した。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年4月1日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年4月14日、あっせん員が指名された。

同月21日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①今回の給与改定は、あまりにも減額幅が大きく、②合意書の署名捺印も脅迫的な態度で迫られたので撤回を求めたが、合意手続に問題はないと突っ張ねられ、③きちんとした決算書の提出も求めているが、出て来ないので、判断材料がないと主張した。

一方、使用者側は、①各営業所で独立採算制を採っており、A営業所では、実態として赤字が累積し、深刻化している、②合意書の取り交わしに当たっては強制したような経緯はなく、あくまでも任意であり、現に取り交わしていない従業員もいる、③全社の決算資料、他営業所との比較ができる資料を団交で提示することについては、数字が社外に出ないとも限らないので、どこまで組合側に提示できるかについては、この場で即答できないと主張した。

その後、あっせん員が、①申請事項（賃金の不利益変更に対する是正勧告）に基づくあっせん案の提示は難しいこと、②組合が結成された以上、使用者側の一方的な賃金減額は容認され難いこと、③団体交渉の場で提示すべき資料を明記し、期限を付して団体交渉を実施すべきとのあっせん案の提示は可能との見解を示して、個別折衝を行った。

その結果、最終的に、①労使双方は、上部団体関係者、代理人弁護士等を含めず、組合側3人と使用者側2人で、同月25日の通常勤務終了後に話し合いを行うこと、及び②労使双方は、お互いの立場を理解し、円満な労使関係の樹立に努めることが妥当として、労使双方ともこれを了承した。

そこで、あっせん員が上記の内容のあっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾したため、あっせん日当日、本件は終結した。

（あっせん案の要旨）

- 1 労使双方は、上部団体関係者、代理人弁護士等を含めず、組合側3人と使用者側2人で、4月25日（土）通常勤務終了後に話し合いを行うこと。
- 2 労使双方は、お互いの立場を理解し、円満な労使関係の樹立に努めること。

平成 21 年(調)第8号(1925 号)

申請年月日	平成 21 年 5 月 18 日		
あっせん員	—— (公) —— (労) —— (使)		
係属日数	一 日	あっせん回数	一 回
終 結	平成 21 年 6 月 22 日	終 結 区 分	取下げ

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部  
 組合員数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市中央区  
 X労働組合A支部B分会  
 組合員数 14 人

使用者 神戸市兵庫区  
 株式会社Y (道路貨物運送業)  
 従業員数 13 人  
 関係事業所 なし

神戸市兵庫区  
 株式会社Z (道路貨物運送業)  
 従業員数 13 人  
 関係事業所 なし

3 調整事項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
賃金、就業時間、休暇等について、団体交渉の実施を要求しているが、分会名簿の未提出を理由に、団体交渉の実施を拒否している。	分会名簿を提出しなければ、団体交渉は行わない。



## 5 申請事項

平成21年5月11日、組合は、X労働組合A支部B分会を結成し、同日、使用者に対して、組合結成通知書、団体交渉申入書及び要求書を提出した。

同月16日、使用者は、組合から分会名簿の提出がないとして、団体交渉の実施を拒否した。

同月18日、組合は、このままでは自主的な解決は困難と判断し、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年5月19日、事務局調査を実施した。

同月26日、使用者から、自主的に団体交渉を行うとの回答が事務局にあり、6月11日及び19日、団体交渉が実施された。

同月22日、組合は、あっせん申請の取下書を提出し、本件は終了した。

平成 21 年(調)第9号(1926 号)

申請年月日	平成 21 年 5 月 29 日		
あっせん員	畑 (公) 柳田 (労) 南光 (使)		
係属日数	4 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 21 年 6 月 18 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合  
 組合員数 780 人

2 関係当事者

組 合 神戸市東灘区  
 X労働組合 A 支部  
 組合員数 22 人

使用者 神戸市東灘区  
 Y株式会社 (熱供給業)  
 従業員数 31 人  
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 団体交渉の促進

4 労使の主張

組 合	使 用 者
今後すべての団体交渉への社長の出席を求める。	社長出席の団体交渉は、担当役員が出席した団体交渉を経た上で、労使双方の論点の方向性が整理された時等に、実施したい。

## 5 申請までの経過

平成21年5月8日、組合は、平成21年度年間一時金に係る要求書を提出し、同月18日、使用者は、回答書を提出した。

同月19日、組合が、団体交渉を申し入れたところ、使用者は、担当役員が団体交渉に出席する旨の回答をした。

同月20日、組合は、今後すべての団体交渉への社長の出席を求める申入書を提出した。

同月26日、使用者は、社長出席の団体交渉は、労使間での摺り合わせが行われた上で労使双方の論点の方向性が整理された時等に、実施したい旨の回答を行った。

同月29日、組合は、このままでは自主的な解決は困難と判断し、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年6月15日、あっせん員が指名された。

同月18日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、これまでの団体交渉では、社長がほとんど出席してきたこと、交渉担当役員は、職場の上司でもあったことから、態度が高圧的で交渉しづらい、社長が出席することにより、労使が感情的になることも緩和され、その場で交渉を詰めることができると主張した。

一方、使用者側は、①交渉担当役員には、交渉事項に関して判断する権限を与えており、社長は、当該役員が出席した団体交渉を経た上で、労使双方の論点の方向性が整理された時等に出席するものと考えている、②人事制度の改正について、労使協議を行ってきたが交渉は進展していないと主張した。

そこで、あっせん員は、本件解決には、労使協調が基本であり、予備交渉の実施や団体交渉についてのルール作りが不可欠として、労使双方の意向を数次にわたり打診し、その方向に即したあっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾したため、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 労使双方は、団体交渉を円滑に進めるため、団体交渉ルールを作成するとともに、団体交渉を行うに当たっては、事前に、日時・場所・議題・出席者等について、事務折衝を行う。
- 2 団体交渉には、社長が出席するように努める。
- 3 今後の人事制度の在り方について、労使協議会に専門部会を設置し、早期に成案を得るよう労使努力する。
- 4 労使双方は、お互いの立場を理解し、円満な労使関係の樹立に努めることとする。

平成 21 年(調)第 10 号(1927 号)

申請年月日	平成 21 年 5 月 29 日		
あっせん員	島本 (公) 柳田 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 6 月 15 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部  
 組合員数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部B分会  
 組合員数 1 人

使用者 神戸市中央区  
 Y会 (専門サービス業 (他に分類されないもの))  
 従業員数 8 人  
 関係事業所 なし

3 調整事項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
分会長の復職について、団体交渉の実施を求める。	分会長の件では、既に団体交渉を 1 回実施しており、回答済みである。

## 5 申請までの経過

今回の申請に先立ち、平成20年12月22日付けで同じ関係当事者によるあっせん申請があり、平成21年2月18日に、労使双方があっせん案を受諾して解決し、同月26日にそのあっせん案に従い、団体交渉が実施された〔平成20年(調)第21号〕。

その後、平成21年3月30日付けで組合員を諭旨解雇処分とし、組合員は、同年4月17日付けで地位保全の仮処分命令を申し立てた。

同年5月21日には、組合は、同月28日の18時を実施日時に指定した上で団体交渉の実施を申し入れたが、使用者側は、同月26日に、指定日時の実施には応じられない旨を通知した。

同月27日には、使用者は、組合がホームページ上に、無断で同年2月26日の団体交渉の様子を写真入りで掲載等したとして、肖像権侵害及び名誉毀損を内容とする損害賠償請求訴訟を提起した。

同年5月28日には、休職命令無効確認等請求控訴事件、同附帯控訴事件の判決言渡しがあった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月29日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年6月3日に事務局調査を実施した。

同月10日に、使用者からあっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月15日、あっせん員が指名され、あっせん員が協議の結果、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、同日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 11 号(1928 号)

申請年月日	平成 21 年 6 月 19 日		
あっせん員	— (公)	— (労)	— (使)
係属日数	— 日	あっせん回数	— 回
終 結	平成 21 年 11 月 11 日	終 結 区 分	取下げ

1 申請者

組 合 神戸市中央区  
Xユニオン  
組合員数 250 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市中央区  
株式会社 Y (専門サービス業 (他に分類されないもの))  
従業員数 11 人  
関係事業所 尼崎事務所  
尼崎市  
Z 税理士事務所 (専門サービス業 (他に分類されないもの))  
従業員数 0 人  
関係事業所 なし

3 調整事項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
組合員の解雇等の件について、団体交渉に応じようとしなない。	時間外手当未払分と 4 月からの減給分は支払うが、解雇は撤回できない。団体交渉を実施するとしても、早くて 7 月下旬か 8 月である。

## 5 申請までの経過

平成21年3月26日に、使用者と事務職員Aとの間で、仕事上のトラブルが発生した。

使用者は、Aに対して、勤務態度の改善を求めたにもかかわらず態度が改まらないという理由で、同年4月から給与を2万5千円減額したが、なお態度が改まらないとして、同年5月13日付けで解雇予告を通知した。

同年6月2日、Aが組合に加入し（以下Aを「組合員」という。）、同月3日に、組合は、使用者に対し、解雇の撤回、時間外手当の未払分及び4月からの給与減額分の支払を求める要求書を提出し、団体交渉の申入れを行った。

一方、使用者側は、同月10日、①時間外手当の未払分と4月からの給与減額分は支払うが、解雇は撤回できない、②団体交渉を実施するとしても、早くて7月下旬か8月であると回答した。

同月19日、組合は、このままでは早急な団体交渉の実施は困難であると判断し、あっせんを申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年6月23日、事務局調査を実施したところ、使用者は、早期に団体交渉を行うことを表明し、同年7月6日、労使は団体交渉を実施した。

その後、数回にわたって当事者間で折衝が行われ、同年9月11日、労使間で、使用者は解雇を撤回し、組合員は円満退職する旨の和解が成立した。

和解後の退職手続に時間を要したが、同年11月11日、組合から、あっせん申請の取下書が提出されたため、同日、本件は終結した。

平成 21 年(調)第 12 号(1929 号)

申請年月日	平成 21 年 7 月 9 日		
あっせん員	島本 (公) 村上 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 7 月 27 日	終 結 区 分	打切り

1 申請者

組 合 西宮市  
 Xユニオン  
 組合員数 8人

2 関係当事者

組 合 申請者に同じ

使用者 西宮市  
 Y株式会社 (ハイヤー・タクシー業)  
 従業員数 550人  
 関係事業所 なし

3 調整事項 社内掲示板の設置等

4 労使の主張

組 合	使 用 者
社内掲示板の設置、組合事務所の貸与、チェック・オフの実施等について、第一組合と同等に処遇せよ。	組合からの交渉申入れ等には応じており、組合を差別しているつもりはない。 現状規模の組合員数であれば、社内掲示板等の便宜供与は必要ないとする。



## 5 申請までの経過

平成21年6月1日、使用者の従業員が組織する申請外A組合の組合員であった8人が、新たに組合を結成し、使用者に対して、社内掲示板等の便宜供与に係る要求書を提出した。

同月15日、団体交渉が実施され、使用者は、組合の要求に対して、現状規模の組合員数であれば、社内掲示板等の便宜供与は必要ないと考える、との回答書を提出した。

同年7月9日、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年7月10日、事務局調査を実施した。

同月27日、使用者から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同日、あっせん員が指名され、あっせん員が協議の結果、これ以上あっせんに継続することが困難であると判断し、同日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 13 号(1930 号)

申請年月日	平成 21 年 7 月 10 日		
あっせん員	島本 (公) 村上 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 7 月 22 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区  
X組合連合  
組合員数 650 人

2 関係当事者

組 合 尼崎市  
Y労働組合A分会  
組合員数 不明

使用者 尼崎市  
学校法人Z (教育, 学習支援業)  
従業員数 46 人  
関係事業所 なし

3 調 整 事 項 財務諸表の提示を含む誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>単年度収支に類する資料の提示はあったが財務内容を十分検討するための資料の提示がなく、依然として不誠実な交渉態度で賃金交渉が強行されている。一貫して貸借対照表や資金収支計算書の開示も求めており、それらがなければ財政状況を把握する資料として用をなさない。</p>	<p>財務諸表は、従業員個人としてなら見せるが、組合には開示しない。</p>

## 5 申請までの経過

今回の申請に先立ち、平成20年6月26日付けで同じ関係当事者による誠実な団体交渉の実施を調整事項とするあっせん申請が組合からあり、あっせんが行われたが、両者の主張の隔たりが大きく、あっせん員は、協議の結果、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、同年9月26日、本件を打ち切りとした〔平成20年(調)第9号〕。

その後、2回の団体交渉が実施されたが、組合は、依然として不誠実な交渉態度で賃金交渉が強行されていると判断し、平成21年7月10日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年7月14日に事務局調査を実施したが、同日に、使用者からあっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月22日、あっせん員が指名され、あっせん員が協議の結果、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、同日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 14 号(1931 号)

申請年月日	平成21年7月27日		
あっせん員	畑(公) 大森(労) 佐野(使)		
係属日数	33 日	あっせん回数	2 回
終 結	平成21年9月8日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 大阪府大阪市北区  
Xユニオン  
組合員数 350人

2 関係当事者

組 合 申請者に同じ

使用者 大阪府大阪市北区  
Y株式会社(社会保険・社会福祉・介護事業)  
従業員数 900人  
関係事業所 Z加古川

3 調整事項 組合員の配置転換(出向)の撤回

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① 組合員の配置転換(出向)について、通勤距離が長距離で、持病の悪化や配偶者の病気のため、転勤・単身赴任は不可能である。	① 出向拒否の正当な理由とは考えられない。
② Z加古川に勤めている組合員を分散させ、組合の弱体化を狙った配置転換(出向)である。	② 業務上の強い必要性に基づくものである。

## 5 申請までの経過

平成20年1月24日、Aが、使用者に採用され、ケア付高齢者住宅Z加古川の勤務となったが、同年12月3日、組合に加入した（以下Aを「組合員」という。）。

平成21年4月26日、使用者は、組合員に対して、同年5月1日から大阪市城東区にある申請外B株式会社の運営するCケアセンターへ、センター長として出向させる旨の内示を伝えたが、同月30日、組合は、組合員の出向の撤回等に係る団体交渉申入書を、使用者に提出した。

同年5月1日、使用者は、組合員に対し、同日付けで出向命令を通知したが、組合員は、同月17日まで年休等で就労せず、同月18日から無期限の指名ストライキを実施した。その後、同月20日、労使は団体交渉を実施した。

同年6月3日、組合は、組合員の両膝変形性関節症の診断書を提出したが、同月18日、使用者は、組合員の出向命令は撤回しないとの回答をしたため、同年7月27日、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年8月7日、あっせん員が指名された。

同月18日、第1回あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①出向先であるCケアセンターまでの組合員の通勤所要時間は、片道2時間から2時間半かかり、持病である両膝への負担が大きく、配偶者が病気であるため、出向の撤回を申し出たが聞き入れてもらえなかった、②今回の出向は組合の弱体化を図ったものであるため、使用者は出向を撤回するべきであると主張した。

一方、使用者側は、①組合員の持病は、完治したと認識しており、今回の出向先への通勤等についても問題ないと考えている、②出向は組合の弱体化を図ったものではなく、業務上の必要性からであると主張した。

あっせん員が、個別折衝を行ったところ、組合は、兵庫県内の老人ホームへの配置転換等がかなわなければ、使用者の提示する解決金次第では退職を希望したい旨の申入れをした。この申入れに対して、使用者は、金額はすぐには提示できないとのことであったため、次のあっせんで、退職及びそれに係る解決金について協議されることとなった。

同年9月8日、第2回あっせんが行われ、事情聴取において、組合の要求する金額と使用者の提示する金額に隔たりが大きかったが、あっせん員が個別折衝により調整した結果、合意に達する見通しが得られたため、あっせん員があっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾し、第2回あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 組合員は、平成21年9月8日付けで退職することに合意し、使用者は、解決金として、組合員に金940,000円を同月25日に支払う。
- 2 雇用保険手続に係る組合員の離職理由は、「会社都合」とする。
- 3 使用者立替えの組合員在職中の雇用保険料、社会保険料及び住民税は、使用者の負担とする。
- 4 使用者、組合及び組合員は、組合員の雇用に関する件について、使用者と組合及び組合員との間には、前3項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを確認する。

(以下省略)

平成 21 年(調)第 15 号(1932 号)

申請年月日	平成 21 年 7 月 28 日		
あっせん員	畑 (公) 白田 (労) 前田 (使)		
係属日数	22 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 21 年 8 月 25 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部  
 組合員数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部B分会  
 組合員数 5 人

使用者 神戸市西区  
 株式会社Y (卸売業, 小売業)  
 従業員数 16 人  
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
使用者は、分会長の解雇問題に係る団体交渉に応じよ。	分会長の解雇問題については、解雇を撤回する意思がないため、これ以上、団体交渉を行う必要はない。

## 5 申請までの経過

平成20年6月23日、組合は、①女性組合員に対する自宅待機命令及び②分会長の解雇に係る誠実な団体交渉の実施を申請事項として、あっせん申請を行った。

同年7月22日、あっせんが行われ、団体交渉ルールに関するあっせん案を労使が受諾して解決した〔平成20年(調)第8号〕。

その後、①及び②の事項に係る団体交渉を行う中で、当時の使用者の労務担当による組合員への暴行事件が発生し、団体交渉事項は①と②に暴行事件の処理を含めた3項目となった。

その後、団体交渉を経て、①及び暴行事件の件は解決したが、使用者は、②の分会長の解雇は撤回しないと一貫して主張した。

平成21年7月17日、組合は、②に係る団体交渉開催申入書を送付し、同月21日、使用者は、解雇は撤回しないとの回答書を送付した。

同月27日、団体交渉が実施されたが、交渉は平行線のままであり、翌28日、組合は、このままでは自主的な解決は困難と判断し、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年8月4日、あっせん員が指名された。

同月25日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①団体交渉事項が複数あったため、使用者側と協議の上、解決が容易なものから段階的に交渉・解決を図ると取り決めたにもかかわらず、反故にされている、また、②分会長の解雇問題について、団体交渉に応じてもらえない等と主張した。

これに対し、使用者側は、①組合のいう取決めの事実はなく、組合から申入れのあった団体交渉にはすべて応じており、今後も申入れがあれば交渉に応じていく、②分会長の解雇問題については、解雇を撤回する意思はないと表明しており、これ以上、話し合う余地がない等と主張した。

あっせん員協議の結果、両者の主張の隔たりが大きく、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、あっせん日当日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 16 号(1933 号)

申請年月日	平成 21 年 8 月 4 日		
あっせん員	畑 (公) 村上 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 8 月 20 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 豊岡市

X組合 A支部 B分会 C班

組 合 員 数 7 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 養父市

Y株式会社 (窯業・土石製品製造業)

従 業 員 数 53 人

関係事業所 D工場

3 調 整 事 項 事情聴取と称する支配介入の禁止

4 労使の主張

組 合	使 用 者
使用者が、組合員に対して、事情聴取と称して執拗なまでに呼出し等を行うのは、組合活動に対する支配介入である。	組合員の組合休暇の取得に関して、確認する必要があるが呼出しを行っているにすぎない。



## 5 申請までの経過

平成20年11月25日、Eが、申請外F労働組合を脱退して、組合に加入した（以下Eを「組合員」という。）。

組合員は、半年間ほど休職していたが、平成21年5月21日に職場に復帰した。

その後、使用者は、組合員の組合休暇の取得に関して確認する必要があるため、同年6月30日、組合員に対して、呼出しを通知したが、同年7月1日、組合は、この呼出しは事情聴取と称する組合活動への支配介入であり、呼出しには応じられない旨を回答した。

しかし、使用者は、同月14日に再度、組合員に対して呼出しを通知した。

組合は、このままでは自主的な解決は困難と判断し、同年8月4日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年8月10日、事務局調査を実施した。

同月20日、使用者から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同日、あっせん員が指名され、あっせん員が協議の結果、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、同日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 17 号(1934 号)

申請年月日	平成 21 年 8 月 10 日		
あっせん員	—— (公) —— (労) —— (使)		
係属日数	— 日	あっせん回数	— 回
終 結	平成 21 年 11 月 26 日	終 結 区 分	取下げ

1 申 請 者

組 合 神戸市長田区  
 XユニオンA支部  
 組 合 員 数 22 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 東京都千代田区  
 Y株式会社 (郵便業)  
 従 業 員 数 251,900 人  
 関係事業所 灘支店、神戸北支店

3 調 整 事 項 組合掲示板の貸与

4 労使の主張

組 合	使 用 者
灘及び神戸北支店は、掲示板の貸与を検討しているとの回答を繰り返すばかりで、具体的な貸与期日等の明示をしない。	各支店において掲示板を貸与する方向で検討している。

## 5 申請までの経過

平成20年7月、組合が、灘及び神戸北を含む7支店の組合分会に対して掲示板を貸与するよう求める要求書を、使用者側の交渉統括者であるB支店の支店長に提出した。

平成21年3月18日、B支店長は、掲示板の貸与に関する権限は、各支店長が持っているので、各支店長が組合の各分会と協議する旨、組合に対して文書回答を行った。

灘及び神戸北を除く5支店については、掲示板を貸与することで協議は終了したが、灘支店と神戸北支店では、組合分会が、数次に渉り、掲示板貸与の具体的な期日等を示すよう要求したのに対して、両支店長は、掲示板の貸与を認める方向で検討しているという回答を繰り返すだけで、具体的な貸与時期等について明示をしなかった。

同年8月10日、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年8月17日、事務局調査を実施したところ、使用者は掲示板の具体的な貸与時期について、組合と自主的に折衝を行う旨を表明した。

労使は、数か月間にわたって折衝を行い、平成21年11月下旬、灘支店は、平成22年1月20日までに掲示板を貸与する、神戸北支店は、同月31日までに掲示板を貸与するという事で妥結した。

平成21年11月26日、組合から、あっせん申請の取下書が提出されたため、同日、本件は終結した。

平成 21 年(調)第 18 号(1935 号)

申請年月日	平成 21 年 8 月 11 日		
あっせん員	小原 (公) 辻 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	16 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 21 年 9 月 11 日	終 結 区 分	打切り

1 申請者

組 合 神戸市兵庫区  
X労働組合  
組合員数 10 人

2 関係当事者

組 合 申請者に同じ

使用者 神戸市兵庫区  
Y株式会社 (ゴム製品製造業)  
従業員数 1,330 人  
関係事業所 神戸工場

3 調整事項 組合事務所の貸与

4 労使の主張

組 合	使 用 者
既存の労働組合と同様に、組合事務所を貸与せよ。	工場の移転を控えており、事務所として提供できる部屋がないため、代替案として会社の会議室の利用を認めているが、会議室の利用が一度もない以上、組合事務所の貸与は必要ないと考える。

## 5 申請までの経過

平成21年5月23日、使用者の神戸工場で働く嘱託準社員及び派遣社員ら非正規労働者10人が組合を結成した。

同年6月4日、組合は、使用者に対して、労働組合結成を通知するとともに、組合事務所の貸与を含む、組合活動に関する事項及び労働条件に係る団体交渉を申し入れた。

その後、同月22日、7月13日、8月4日に、計3回の団体交渉が実施され、組合掲示板が貸与される等、一定の進展が見られたものの、組合事務所の貸与については、交渉は平行線をたどったため、組合は、このままでは自主的な解決が困難と判断し、同月11日、あっせん申請をした。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年8月27日、あっせん員が指名された。

同月11日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①組合結成から4回にわたり団体交渉を実施し、組合事務所を貸与するよう求めてきたが、使用者は、組合員数が少ないこと等を理由に、貸与に応じようとしなない、②使用者から、午後5時15分から8時30分ごろであれば、会議室の利用を認めるとの提案がなされたが、組合員の勤務時間との兼ね合いから、実際の利用は不可能である等と主張した。

これに対し、使用者側は、①神戸工場は年内に移転を予定しており、組合事務所としてすぐに貸与できる部屋がなく、貸与するとしても改修工事が必要なので、代案として、会議室の利用を認めたが、組合から一度も利用申請がないのが現状である、②組合には、組合事務所の必要性を明らかにしてもらいたいと言っている、③組合員のうち、直接雇用関係にある嘱託準社員の契約期限が同年10月末であるので、貸与の期限を同年10月末と定めるのであれば、譲歩の余地はある等と主張した。

あっせん員は、組合事務所の貸与を前提に、貸与の期限について個別折衝を行ったが、組合は、正社員が加入する可能性があることや、組合員には同年12月末を契約期限とする派遣社員もいることを理由に、貸与の期限の定めを設けることには原則的に同意できないが、期限を定めるのであれば、工場閉鎖までとした上で、延長について協議を行いたいと主張したのに対し、使用者は、同年10月末日の期限は譲歩できないと主張した。

あっせん員は、個別折衝を更に繰り返したが、労使双方に譲歩の姿勢は見られなかった。

あっせん員協議の結果、両者の主張の隔たりが大きく、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、あっせん日当日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 19 号(1936 号)

申請年月日	平成 21 年 8 月 17 日		
あっせん員	畑 (公) 村上 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 8 月 27 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 大阪市北区  
 X労働組合  
 組合員数 100 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市中央区  
 株式会社Y (その他の事業サービス業)  
 従業員数 62 人  
 関係事業所 A 鉄道駅構内

3 調 整 事 項 不当な退職手続による精神的苦痛に対する謝罪等

4 労使の主張

組 合	使 用 者
組合員の心理的動揺に付け込んで「退職願」に署名させ、退職を余儀なくさせた。	退職手続について、使用者側に瑕疵はない。

## 5 申請までの経過

平成14年11月、Bは、現業社員として使用者と雇用契約を締結し、平成16年4月15日、満60歳となったので退職し、翌日から現業特別嘱託として再任用された。

平成21年3月4日、構内でB担当のワゴンと通行客が接触するトラブルが発生し、Bは、同月13日、退職願を使用者に提出した後、同日組合に加入した（以下Bを「組合員」という。）。

組合員は、同年4月15日、契約期間満了により雇止めとなった。

組合は、使用者に、「不当な退職手続による精神的苦痛に対する謝罪等」を求めて、同年4月13日、団体交渉を申し入れ、同年5月6日、再度の団体交渉を申し入れた。

使用者は、同月29日には、同年3月のトラブル発生から組合員退職までの経過を組合に文書で報告し、同年5月22日と6月24日には団体交渉に応じたが、組合員の退職手続に瑕疵はないとして、謝罪しなかった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年8月17日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年8月19日、事務局調査を実施した。

同月26日、使用者からあっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月27日、あっせん員が指名され、あっせん員が協議の結果、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、同日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 20 号(1937 号)

申請年月日	平成 21 年 8 月 25 日		
あっせん員	川久保 (公) 栗山 (労) 和田 (使)		
係属日数	26 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 21 年 10 月 6 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部  
 組合員数 570 人

2 関係当事者

組 合 美方郡新温泉町  
 X労働組合A支部B分会C班  
 組合員数 1 人

使用者 美方郡新温泉町  
 株式会社Y (廃棄物処理業)  
 従業員数 14 人  
 関係事業所 新温泉町役場内事務所

3 調整事項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① 組合員の日額賃金を引き上げること。	① 日額賃金の引上げは応じられない。
② 年次有給休暇を与えること。	② 年次有給休暇の取得は認める。
③ 委託料の内訳など決算書を提出すること。	③ 決算書は提出できない。



## 5 申請までの経過

平成19年7月に、Dが、ごみ収集運搬業務の従業員として使用者に雇用され、その後、平成20年3月、退職問題で組合へ加入した（以下Dを「組合員」という。）。

同月16日、組合は使用者と団体交渉を実施し、同月26日、組合員の復職及び労働条件等について、確認書を交わした。

平成21年8月12日、組合は、賃金及び労働条件の改善等についての団体交渉を使用者に申し入れ、同月17日、団体交渉を実施した。

同月25日、組合は、使用者の対応が不誠実なため、自主的な解決は困難であると判断し、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年9月11日、あっせん員が指名された。

同年10月6日、あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①使用者は、経営等資料を示さず団体交渉にまともに応じない、②使用者は、町から委託料が支出されているにもかかわらず、適正な賃金を支払っていない、③年次有給休暇はようやく同年9月1日から取得できるようになったが、人員配置に余裕がなく実際は取得が困難であると主張した。

一方、使用者側は、①団体交渉は誠実に応じている、②当該業務に係る経費が大きく、賃金は上げられない、③年次有給休暇は取得できないはずはないと主張した。

あっせん員は、本件解決には、団体交渉のルール作りが不可欠として、個別折衝により労使双方の意向を数次にわたり打診し、あっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾したため、あっせん日当日、本件は終結した。

（あっせん案の要旨）

1 労使双方は、円満な労使関係を築くため、次のとおり団体交渉ルールを確認し、組合員の労働条件について誠意をもって紳士的に団体交渉を行うこと。

(1) 申入れは、事前に文書で行い、日時、議題、場所及び出席者について、速やかに調整の上、団体交渉を実施する。

(2) 交渉時間は、常識的範囲内とする。

2 使用者は、今後の団体交渉において、新温泉町から受託しているごみ収集運搬業務に関する損益に係る経営資料を提示し、誠意を持って説明すること。

平成 21 年(調)第 21 号(1938 号)

申請年月日	平成 21 年 8 月 26 日		
あっせん員	畑 (公) 大森 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 9 月 7 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合  
 組合員数 12 人

2 関係当事者

組 合 申請者に同じ

使用者 神戸市中央区  
 Y株式会社 (ゴム製品製造業)  
 従業員数 1,330 人  
 関係事業所 神戸工場

3 調整事項 A工場へ転勤できない嘱託準社員の労働条件の提示

4 労使の主張

組 合	使 用 者
A工場へ転勤できない嘱託準社員を加古川工場で働かせること。 その際、正社員として契約すること。	A工場へ転勤できない者は、平成 21年10月末をもって雇止めとする。

## 5 申請までの経過

平成21年5月、使用者は、神戸工場の年内閉鎖及びB県に所在するA工場への生産拠点の集約(以下「工場移転」という。)方針を神戸工場の従業員に伝えた。

同月23日、神戸工場で働く嘱託準社員及び派遣社員ら非正規労働者10名が、組合を結成した。

同年6月4日、組合は、使用者に対して、労働組合結成を通知するとともに、工場移転の中止の要求及び組合活動等に関する団体交渉の申入れを行った。

その後、同月22日、7月13日、8月4日に計3回の団体交渉が実施され、組合掲示板が貸与される等、一定の進展が見られたものの、工場移転及び工場移転に伴う従業員の労働条件についての交渉は平行線のままであった。

同月11日、組合は、組合事務所の貸与を申請事項として、あっせん申請をした〔平成21年(調)第18号〕。

同月25日、第4回団体交渉が実施され、組合が、A工場へ転勤できない嘱託準社員を、加古川工場をはじめ、県内の事業所へ配置転換するよう要求したところ、使用者は、A工場へ転勤できない嘱託準社員を県内の事業所へ配置転換することはできないので、同年10月31日の契約期間の終了をもって雇止めとすると回答した。

同年8月26日、組合は、このままでは自主的な解決は困難と判断し、足利工場へ転勤できない嘱託準社員である組合員5人の労働条件の提示について、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年9月2日、使用者から、組合側主張に対しては譲歩の余地がないため、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月7日、あっせん員が指名され、あっせん員が協議の結果、これ以上、あっせんを継続することは困難と判断し、同日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 22 号(1939 号)

申請年月日	平成 21 年 9 月 2 日		
あっせん員	畑 (公) 大森 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 9 月 25 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部  
 組合員数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市東灘区  
 X労働組合A支部B分会  
 組合員数 1 人

使用者 愛知県一宮市  
 株式会社Y (道路貨物運送業)  
 従業員数 100 人  
 関係事業所 神戸営業所

3 調整事項 神戸市で社長が出席した上での誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
神戸市にて、社長出席の上で団体交渉を実施せよ。	団体交渉は、愛知県D市内の顧問弁護士の事務所で応じる。

## 5 申請までの経過

平成21年8月9日、使用者は、職場でのトラブルを理由に、組合員を出勤停止処分にした。

同月22日、組合は、分会結成及び団体交渉申入れを使用者に対し通知の上、同日、神戸営業所で折衝を行い、使用者は組合員の復職を了承した。

しかし、同月28日、組合からの団体交渉申入れに対して、使用者は、名古屋市内の顧問弁護士の事務所で応じる旨の回答を行った。

組合は、このままでは神戸市内での団体交渉の実施は困難であると判断し、同年9月2日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

9月16日に、使用者からあっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月25日、あっせん員が指名され、あっせん員が協議の結果、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、同日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 23 号(1940 号)

申請年月日	平成 21 年 9 月 11 日		
あっせん員	畑 (公) 村上 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 9 月 29 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
           X労働組合A支部  
                   組合員数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区  
           X労働組合A支部B分会  
                   組合員数 5 人

使用者 神戸市西区  
           株式会社Y (卸売業, 小売業)  
                   従業員数 14 人  
                   関係事業所 なし

3 調整事項 社長が出席した誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
使用者は、分会長の解雇問題に係る団体交渉に応じよ。	分会長の解雇問題については、解雇を撤回する意思がないため、団体交渉を行う必要はない。

## 5 申請までの経過

平成20年6月23日及び平成21年7月28日、組合から当該申請と関係当事者を同じくするあっせん申請がなされた〔平成20年(調)第8号及び平成21年(調)第15号〕。

平成21年8月26日、組合は、分会長の解雇に関する団体交渉開催申入書を送付した。

同年9月9日、団体交渉が実施されたが、交渉は平行線のままであり、組合は、このままでは自主的な解決は困難と判断し、同月11日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年9月24日、使用者から、同年8月25日に行われたあっせん  
で、一貫して解雇撤回の意思はないと主張し、打切りとなったが、今  
回の申請に対しても会社の方針に変更はない等として、あっせんを行  
うことに同意しない旨の回答があった。

同年9月29日、あっせん員が指名され、あっせん員が協議の結果、  
これ以上あっせんを継続することが困難であると判断し、同日、本件  
を打ち切った。

平成 21 年(調)第 24 号(1941 号)

申請年月日	平成 21 年 9 月 17 日		
あっせん員	畑 (公) 辻 (労) 塚本 (使)		
係属日数	19 日	あっせん回数	2 回
終 結	平成 21 年 10 月 23 日	終 結 区 分	打切り

1 申請者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合  
 組合員数 780 人

2 関係当事者

組 合 神戸市東灘区  
 X労働組合 A 支部  
 組合員数 24 人

使用者 神戸市東灘区  
 Y株式会社 (熱供給業)  
 従業員数 31 人  
 関係事業所 なし

3 調整事項 年間一時金

4 労使の主張

組 合	使 用 者
経営状況が良好であるのに、大幅な年間一時金の減額は認められない。	取引先(株主)から、料金の引下げを求められており、給与体系の改正又は一時金の減額による経費削減が必要である。



## 5 申請までの経過

本件の先行事件は、平成21年(調)第9号。

平成21年6月22日から8月20日の間に計8回の団体交渉等が実施されたが、年間一時金の原資について労使の見解に隔たりがあること及び使用者がかねてからの懸案であった人事(賃金)制度改正の協議を並行して実施しようとしたため、交渉は膠着状態となった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難と判断し、同年9月17日、年間一時金を調整事項とするあっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年10月5日、あっせん員が指名された。

同月15日、第1回あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、年間一時金について使用者と交渉を続けてきたが、組合の要求する年間一時金の月数と使用者のそれに隔たりがある、加えて、使用者から、年間一時金交渉と一体に人事(賃金)制度改正の提案がなされており、いわゆる差し違え交渉になっている等と主張した。

一方、使用者側は、取引先(株主)から料金の引下げ及びコスト削減を突きつけられており、これまでも様々な経営努力を行ってきたが、人事(賃金)制度を改正しなければ会社が存続できないところまできていると説明してきたにもかかわらず、組合は一向に理解しようとしないう等と主張した。

あっせん員は、年間一時金と人事(賃金)制度改正の交渉を切り離して行うべきとして、労使に個別折衝を行ったところ、使用者が、後日、打開策を提案したいと回答したため、第1回あっせんは終了した。

同月23日、第2回あっせんが行われ、あっせん員が、使用者側に打開策の内容を聴取したところ、使用者側は、年間一時金を年内に支給するために同年11月中の妥結を目指し、また、雇用の維持のためには人事(賃金)制度の改正をこれ以上引き延ばすこともできないので、それぞれに期限を定めるべきとしたほか、いずれの交渉にも優先順位はなく、並行して交渉すべきとの考えを示した。

次いで、あっせん員が使用者の提案について、組合の意見聴取をしたところ、組合側は、現時点では、取引先(株主)から求められているというコスト削減額の根拠が示されておらず、また、人事(賃金)制度の決定・実施期限を定めれば、期限の到来を理由に人事(賃金)制度の導入が断行されかねないので拒否すると回答した。

あっせん員は、個別折衝を繰り返したが、労使の意見は平行線をたどった。

あっせん員協議の結果、これ以上、あっせんに継続することが困難であると判断し、平成21年6月18日に労使双方が受諾した平成21年(調)第9号事件のあっせん案が有効であることを忘れず、今後も労使交渉の進展に努めるよう付言して、第2回あっせん日当日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 25 号(1942 号)

申請年月日	平成21年10月14日		
あっせん員	—— (公) —— (労) —— (使)		
係属日数	— 日	あっせん回数	— 回
終 結	平成21年10月28日	終 結 区 分	取下げ

1 申 請 者

組 合 大阪府大阪市都島区  
Xユニオン  
組 合 員 数 180人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 伊丹市  
医療法人Y (医療業)  
従 業 員 数 175人  
関 係 事 業 所 A病院

3 調 整 事 項 団体交渉の再開

4 労使の主張

組 合	使 用 者
団体交渉において、組合員の解雇決定に至った経緯、事実関係等を明らかにし、解雇を撤回せよ。	団体交渉を2回行った。今後は裁判で争う。

## 5 申請までの経過

平成21年4月9日、使用者は、経営しているA病院で雇っている職員Bに対し、解雇を通知した。

同月15日、職員Bは、組合へ加入し、組合は、使用者に対し、組合加入通知及び団体交渉の申入れを行った（以下職員Bを「組合員」という。）。

同月21日、組合員は、地位保全の仮処分命令の申立てを神戸地方裁判所伊丹支部に行った。

同年5月24日及び6月16日、団体交渉が行われた。

その後、組合は、解雇撤回等について、団体交渉の再開を申し入れたが、使用者は、仮処分の裁判が終盤の状況であるので、団体交渉に応じられないと回答した。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年10月14日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年10月22日、使用者から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があり、事務局から組合へ連絡したところ、同月28日、組合から、あっせん申請に係る取下書が提出されたため、同日、本件は終結した。

平成 21 年(調)第 26 号(1943 号)

申請年月日	平成 21 年 10 月 21 日		
あっせん員	大内 (公) 高西 (労) 藤川 (使)		
係属日数	13 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 21 年 11 月 11 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 明石市  
           X労働組合  
                     組合員数 32人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 明石市  
           Y株式会社 (道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー業))  
                     従業員数 80人  
                     関係事業所 なし

3 調整事項 就業規則不利益変更の中止

4 労使の主張

組 合	使 用 者
1 か月当たりの勤務を 12 当務制から 13 当務制に変更するのは、就業規則の不利益変更該当する。	13 当務制に変更したい。

## 5 申請までの経過

平成21年9月4日、使用者は、執行委員長に対して13当務制への変更を提案し、同月10日と24日に労使協議が実施された。

同月30日、組合は、13当務制への変更に係る質問書を提出したところ、使用者は、同年10月2日に回答書を組合に提出し、同月10日から16日にかけて、組合向け及び従業員向けに趣旨説明会を実施した。

同月20日に、労使協議が実施されたが、組合は、就業規則の不利益変更だとして、12当務制を13当務制に変更することに反対した。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月21日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年10月30日、あっせん員が指名された。

同年11月11日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、12当務制から13当務制に変更されると休日減になり、特に高齢者が多い実態の中では体力的にも問題がある、さらに、通勤費が増加する等、非常に不利益な変更であるほか、足切りラインが引き下げられても、必ずしも売上げ増にはつながらず、むしろ会社はもっと営業努力をすべき等と主張した。

一方、使用者側は、売上げが減少し赤字決算が続いている実態の中で、会社存続を図るための一手段として年間総労働時間は維持しつつ乗客確保を目指して稼働日数を増やすというのが今回の就業規則の変更である、それをできるだけ労使合意により行いたい等と主張した。

その後、あっせん員が、①13当務制を基本とした改正就業規則を制定し、②現在の従業員においては、改正就業規則と現行就業規則のいずれによるかを、各人が選択できること、③今後入社する従業員に対しては、改正就業規則を適用すること、及び④使用者は、今後一層の営業努力を行い、組合もそれに協力することを基本事項として、労使が今後の協議を行うことが妥当として、個別折衝を行い、労使双方ともこれを了承した。

そこで、あっせん員があっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾したため、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

労使は、次の事項を基本として、今後の協議を行うものとする。

1 13当務制を基本とした改正就業規則を制定するものとする。

(1) 現在の従業員においては、改正就業規則と現行就業規則のいずれによるかは、各従業員が選択できるものとする。

(2) 今後入社する従業員に対しては、改正就業規則を適用するものとする。

2 使用者は、今後一層の営業努力を行い、組合もそれに協力するものとする。

平成 21 年(調)第 27 号(1944 号)

申請年月日	平成 21 年 11 月 10 日		
あっせん員	小原 (公) 栗山 (労) 村元 (使)		
係 属 日 数	24 日	あっせん回数	2 回
終 結	平成 21 年 12 月 11 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部  
 組 合 員 数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部B分会  
 組 合 員 数 6 人

使用者 神戸市中央区  
 Y株式会社 (道路旅客運送業 (バス専業))  
 従 業 員 数 19 人  
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
分会員が就業時間中に団体交渉 に出席した場合の処遇は、これまで と同様に、賃金を減額しないこと。	分会員が就業時間中に団体交渉 に出席する場合、今後は、欠勤扱い とし、賃金を減額する。

## 5 申請までの経過

平成20年3月2日に、契約社員CがX労働組合A支部（以下「組合」という。）に加入し、B分会（以下「分会」という。）を結成した。

平成21年3月、従業員複数人が、組合及び分会に加入し、労使は、同年3月から10月までの間に、団体交渉を6回実施した。

同年5月26日、団体交渉において、使用者は、分会員の就業時間中の団体交渉出席について、出勤扱いとし、賃金は減額しないことを合意した。

ところが、同年11月2日、使用者は、分会員が就業時間中に団体交渉に出席する場合は、欠勤扱いとし、賃金を減額する旨を文書で通知し、同日、団体交渉を実施した。

同月7日、使用者が、組合に対して、分会員が就業時間中に団体交渉に出席する場合は、欠勤扱いとし、賃金を減額すること等について、改めて説明をした。

同月10日、組合は、このままでは自主的解決は困難と判断し、あっせん申請（以下「本件27号」という。）を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年11月18日、あっせん員が指名された。

同月25日、使用者から、分会を被申請者に、平成21年（調）第30号（以下「30号」という。）のあっせん申請があった。

同月30日、本件27号及び30号の第1回あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、使用者から、分会員が就業時間中に団体交渉に出席した場合、欠勤扱いとし、賃金を減額する旨の通知があったが、この扱いは不当であり、これまでと同様に賃金を減額すべきでないとして主張した。

一方、使用者側は、①過去5回ほど就業時間中の団体交渉出席について賃金を減額しなかったが、高速バスなど安全運行を第一とする業務であり、安全で安定的な運行サービスの提供という観点から突然の代替乗務を避ける必要がある、②就業時間中に団体交渉に出席した分会員の代替乗務を申請外労働組合の従業員に頼っており、当該従業員にとって不公平な待遇となるため、使用者として一定の対策を打たざるを得ない等と主張した。

あっせん員は、分会員の乗務割当てのない日時に団体交渉を行うことが、問題を生じさせない方法であると考え、労使は団体交渉予定日を予め調整するとともに、使用者にあっては勤務表を作成する際に当該予定日時に分会員の乗務を割り当てないよう配慮することを、個別折衝において提案したところ、労使双方は了承した。しかしながら、併せてあっせんを行った30号については、労使双方の主張の隔たりが大きく同日中に合意に達することは困難と見られ、さらに、組合は、本件27号のみのあっせん案の受諾は望まないと主張したため、あっせん員は、日を改めて再度あっせんを行うこととした。

また、同日、あっせん終了後、使用者は、分会を被申請者に、平成21年（調）第31号（以下「31号」という。）のあっせん申請を行った。

同年12月11日、本件27号及び30号の第2回あっせん並びに31号の第1回あっせんが併せて実施され、30号及び31号については、あっせん員は、労使双方の主張の隔たりが大きく、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件27号についても、組合があらためて単独のあっせん案の受諾は望まないと主張したため、本件27号及び30号、31号を併せて、同日、打切りとした。

平成 21 年(調)第 28 号(1945 号)

申請年月日	平成 21 年 11 月 16 日		
あっせん員	畑 (公) 村上 (労) 塚本 (使)		
係属日数	20 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 21 年 12 月 22 日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部  
 組合員数 570 人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区  
 X労働組合A支部B分会  
 組合員数 8 人

使用者 加西市  
 株式会社Y (道路貨物運送業)  
 従業員数 19 人  
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
速やかに誠意ある団体交渉に応じるように強く要請する。	会社は解散するので、団体交渉に応じることはできない。



## 5 申請までの経過

平成21年11月7日、B分会が結成され、同日、組合は、使用者に組合結成通知書及び団体交渉申入書を交付したが、同月13日、使用者は、会社を解散し、従業員全員を解雇する旨の通知書を分会長及び書記長あてに送付した。

組合は、このままでは団体交渉の実施すら困難であり、自主的な解決は困難であると判断し、同月16日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年12月3日、あっせん員が指名された。

同月22日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①会社経営が苦しい等の説明はそれまで一切なかったが、同年11月13日に、多額の超過勤務手当が未払のまま、いきなり会社を解散するとして解雇を言い渡された、②翌14日に第1回団体交渉を実施したように主張しているが、実際には使用者からの一方的な説明に終始したものである、③お互いに歩み寄るためにも、団体交渉の場を持ってもらいたい等と主張した。

一方、使用者側は、①会社解散については、燃料費の高騰等によるコスト増大等により赤字転落の見込みであったため、同年10月頃に決意したことである、②顧客との取引を打ち切っているので、事業の再開は不可能であるが、団体交渉を実施するのはやぶさかではない、③労働基準監督署から超過勤務手当の未払について改善指導を受けているのは事実である等と述べた。

その後、あっせん員が、できるだけ早い内に団体交渉を実施し解決を図ることが妥当として、個別折衝を行い、労使双方はこれを了承した。

そこで、あっせん員があっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾したため、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

労使双方は、平成21年12月末日までに、誠意をもって紳士的に団体交渉を実施すること。

平成 21 年(調)第 29 号(1946 号)

申請年月日	平成 21 年 11 月 17 日		
あっせん員	川久保 (公) 宮内 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	12 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 21 年 12 月 8 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 伊丹市

X労働組合A支部B分会C班

組合員数 7人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 宝塚市

Y株式会社 (バス専業)

従業員数 432人

関係事業所 伊丹支社外 3 支社

3 調整事項 チェック・オフ協定の締結

4 労使の主張

組 合	使 用 者
第一組合と同様に、チェック・オフ協定を締結すること。	チェック・オフ協定の締結はできない。

## 5 申請までの経過

平成20年6月15日、申請者である労働組合(以下「申請組合」という。)が結成され、翌16日、申請組合は、使用者に対して、各事業場の労働者の過半数で組織されている申請外D労働組合(以下「第一組合」という。)の組合員と同様に、チェック・オフを行うこと等を求めた。

同年7月3日から平成21年10月30日までに計15回の団体交渉が実施されたが、使用者は、労働基準法(以下「労基法」という。)24条1項違反になるので申請組合とチェック・オフ協定を締結することはできないと主張し、交渉は平行線をたどった。

申請組合は、このままでは自主的な解決は困難と判断し、同年11月17日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年11月27日、あっせん員が指名された。

同年12月8日、あっせんが行われ、あっせん員が事情聴取したところ、申請組合側は、①チェック・オフの実施を申し入れた当初、使用者は、給与計算プログラムの変更に多額の費用が掛かるので応じられないと回答していたので、申請組合としては、賃金改定に係る給与計算プログラム変更に合わせてチェック・オフを実施するよう求めていた、②当初の申入れから1年経過する同年5月の団体交渉で、使用者は突然、そもそも申請組合の組合員からのチェック・オフは労基法24条違反となるので応じられないと主張したため、その問題を解消するべく申請組合は、チェック・オフに関する組合員の同意書を提出し、再度、チェック・オフを実施するよう申し入れたが、使用者は、同意書の提出があっても労基法24条違反は回避できないとして、チェック・オフに応じようとしないう等と主張した。

一方、使用者側は、①企業グループ全体の給与事務を一括で外部委託している都合上、給与計算プログラムの変更に数十万円の費用が掛かり、不況下にそれだけの支出は大きな負担となる、②申請組合結成当初から顧問弁護士に相談しており、賃金の全額払の原則の例外とするための要件である労基法24条1項ただし書の労使協定(以下「賃金控除協定」という。)は、各事業場の労働者の過半数で組織されている第一組合としか締結できず、その効力も第一組合との間にしか発生しないという見解を示されており、それに従って団体交渉に臨んできた等と主張した。

あっせん員は、使用者に対し、労使主張の主な不一致点は、労基法の解釈問題であるが、そもそも、各事業場の労働者の過半数で組織されている労働組合が結んだ賃金控除協定は、事業場の全従業員に適用されるものであることを説明し、実際に使用者は、組合費以外の購買費等については、第一組合だけでなく申請組合の組合員からも賃金から控除しており、使用者の主張と矛盾していることを示唆した上で、譲歩の余地の有無を確認したが、使用者は、主張を変えることはできないと回答した。

その後、個別折衝を行い、再度使用者に譲歩を促したが、使用者は、労基法24条の解釈を変えるつもりはないと主張した。

あっせん員は、協議の結果、両者の主張の隔たりが大きく、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、あっせん日当日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 30 号(1947 号)

申請年月日	平成 21 年 11 月 25 日		
あっせん員	小原 (公) 栗山 (労) 村元 (使)		
係属日数	16 日	あっせん回数	2 回
終 結	平成 21 年 12 月 11 日	終 結 区 分	打切り

1 申請者

使用者 神戸市中央区  
 X株式会社 (道路旅客運送業 (バス専業))  
 従業員数 19人  
 関係事業所 なし

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区  
 Y労働組合A支部B分会  
 組合員数 6人

使用者 申請者と同じ

3 調整事項 給与規程をめぐる紛争の早期解決

4 労使の主張

組 合	使 用 者
平成 20 年 10 月 1 日に作成された給料表は、その 1 年後に組合員 C が正社員化するのを見越して、契約社員時と比べ意図的に低く設定されたもので、不利益変更にあたる。当該給料表を改善せよ。	給与規程 (給料表) は新規作成であるため、不利益変更にあたらぬ。また、作成手続は適正であり、賃金水準も、同業他社と比べ決して低いものではなく、妥当なものである。

5 申請までの経過

平成 20 年 3 月 2 日、契約社員 C が Y 労働組合 A 支部に加入し、同支部 B 分会 (以下「組合」という。) を結成した (以下 C を「組合員 C」という。)

同年 9 月 17 日、団体交渉が実施され、使用者は、契約社員について、平成 21 年 10 月 1 日を目途に、正社員にする旨を約束した。

平成 20 年 10 月 1 日、使用者は、正社員に適用する給与規程 (給料表) を作成した。

平成 21 年 3 月、契約社員 D 及び複数人が組合に加入した (以下 D を「組合員 D」という。)

同年 10 月 19 日、団体交渉が実施され、使用者は、組合員 C 及び組合員

D（以下「組合員2人」という。）を、基本給185千円の条件で同月1日付けに遡って正社員化したい旨を組合に提示した。

同年11月2日、団体交渉が実施され、組合は、賃金が契約社員時と比べて減額となる等と主張し、使用者の提示を拒否した。

同月7日、使用者は、組合員2人について、基本給は経験年数を反映させた号給で、それぞれ189千円、188千円とし、さらに、新たにバス運行管理補助者に任じて役職手当10千円を支給することを組合に提案したが、組合から了承を得ることができなかった。

使用者は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月25日、あっせん申請（平成21年（調）第30号〔以下「本件30号」という。〕）を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年11月26日、あっせん員が指名された。

同月30日、本件30号について、平成21年（調）第27号（以下「27号」という。）と併せて、第1回あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①使用者は、組合と協議をせずに給与規程（給料表）を作成し、組合に結果を報告するのみで手続が不適切である、②給与規程（給料表）は、組合員Cの正社員化を見越して意図的に低く設定されたものであるもので不利益変更である、③主任の契約社員である組合員2人を役職の付かない正社員にするのは降格処分であり、賃金も契約社員時と比べて減額となるので不当であると主張した。

一方、使用者側は、①給与規程（給料表）は新たに作成されたものであるもので、不利益変更は存在せず、過半数の従業員の意見書を聴取する等、作成手続は適正に行われた、②組合員2人の雇用契約については、同年11月7日に組合に提案したとおり、勤務年数を考慮し基本給の号給を上げており、さらに、運行管理補助者として役職手当を支給する等、契約社員時の賃金と比べて年収で増額となる、③賃金水準は、同業他社と比較しても決して低くはなく、不当ではないと主張した。

あっせん員は、本解決には、昇格基準等の給与規程の見直しの検討が必要との判断から、個別折衝により使用者の意向を確認したが、使用者は検討する時間が必要であると回答し、次回あっせんで協議されることとなった。

使用者は、同日、あっせん終了後、契約社員である組合員2人の雇用契約をめぐる紛争の早期解決を申請事項とする平成21年（調）第31号（以下「31号」という。）のあっせん申請を行った。

同年12月11日、27号及び本件30号の第2回あっせん及び31号の第1回あっせんが併せて実施され、あっせん員が事情聴取したところ、使用者側は、①給与規程等の見直しはできない、②組合員2人の雇用条件についても提案の変更はできないと主張した。

一方、組合側は、使用者が提示した組合員2人を正社員化する際の賃金の額は、受け入れられないと主張した。

あっせん員は、労使双方の主張の隔たりが大きく、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、同日、本件30号及び31号を打ち切りとするとともに、27号も打ち切りとした。

平成 21 年(調)第 31 号(1948 号)

申請年月日	平成 21 年 11 月 30 日		
あっせん員	小原 (公) 栗山 (労) 村元 (使)		
係属日数	10 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 21 年 12 月 11 日	終 結 区 分	打切り

1 申請者

使用者 神戸市中央区  
 X株式会社 (道路旅客運送業 (バス専業))  
 従業員数 19 人  
 関係事業所 なし

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区  
 Y労働組合A支部B分会  
 組合員数 6 人

使用者 申請者と同じ

3 調整事項 契約社員 2 名の雇用契約をめぐる紛争の早期解決

4 労使の主張

組 合	使 用 者
主任の契約社員を正社員化するのであれば、主任以上の役職に処遇すべきである。 基本給は、220 千円を要求する。	契約社員 (基本給 185 千円) である組合員 2 人を平成 21 年 10 月 1 日付けで遡って正社員化する。 基本給は、組合員 C に 189 千円、組合員 D に 188 千円を支給し、両人には運行管理補助者として役職手当 (10 千円) も支給する。

## 5 申請までの経過

平成21年11月30日、平成21年（調）第27号及び平成21年（調）第30号の第1回あっせん終了後、使用者は、契約社員2人を正社員として雇用する際の給与の額等を調整事項に追加するため、あっせん申請（平成21年（調）第31号〔以下「本件31号」という。〕）を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年12月2日、あっせん員が指名された。

同月11日に行われた本件31号のあっせんの経過及び結果は、平成21年（調）第30号を参照。

平成 21 年(調)第 32 号(1949 号)

申請年月日	平成 21 年 12 月 7 日		
あっせん員	畑 (公) 大森 (労) 熊谷 (使)		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 21 年 12 月 25 日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区  
X労働組合  
組合員数 763 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市北区  
医療法人社団 Y (医療業)  
従業員数 不明  
関係事業所 なし

3 調整事項 団体交渉の実施及び解雇の撤回

4 労使の主張

組 合	使 用 者
組合員の解雇問題について団体交渉を実施し、組合員の解雇を撤回せよ。	団体交渉は既に 1 回実施しており、解雇撤回に固執するのであれば、これ以上団体交渉を実施する必要はない。



## 5 申請までの経過

平成20年7月6日に使用者に就職したAは、平成21年3月に組合に加入した（以下Aを「組合員」という。）。使用者は、同年11月6日に業務態度の改善を組合員に求めたが、反省がないとして、同月9日、解雇を通告した。

同月13日、組合は、団体交渉を申し入れ、同月20日には団体交渉が実施されたが、組合員の解雇理由の説明は極めて不十分であるとして、再度の団体交渉を申し入れた。

使用者は、団体交渉は既に1回実施しており、組合が解雇撤回に固執するのであれば、これ以上団体交渉を実施する必要はないと回答した。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年12月7日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年12月18日、使用者からあっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月25日、あっせん員が指名され、あっせん員が協議の結果、これ以上あっせんに継続することが困難であると判断し、同日、本件を打ち切った。

平成 21 年(調)第 33 号(1950 号)

申請年月日	平成 21 年 12 月 14 日		
あっせん員	— (公)	— (労)	— (使)
係属日数	— 日	あっせん回数	— 回
終 結	係属中	終 結 区 分	—

1 申 請 者

組 合 神崎郡市川町  
 X教職員組合  
 組 合 員 数 17 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神崎郡市川町  
 学校法人 Y (教育, 学習支援業)  
 従 業 員 数 89 人  
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
次の 2 項目について、誠実な回答をされたい。	以下のとおり回答している。
① 平成 21 年冬季一時金の減額理由	① 従前どおり、兵庫県の人事委員会勧告(以下「人勧」という。)に準拠して算定したものである。
② A 教諭の自宅待機の根拠の明示及び解除	② 業務命令に基づく自宅待機であり、賃金は支給する。 なお、現在、教員として不適切であるとされる行為の事実関係を調査中である。

## 5 申請までの経過

平成21年5月中旬、使用者は、A教諭に対し、教員として不適切な行為があったとして、口頭で指導を行った。

同年10月26日、組合は、使用者に対し、冬季一時金に関する団体交渉の申入れを行った。

同月29日、使用者は、A教諭に対し、態度が改まっていないとして自宅待機を命じた。

同年11月6日、冬季一時金に関する団体交渉が実施され、使用者は、県の人事委員会勧告に準拠して支給月数を前年対比で0.35か月の引き下げると回答した。

同月19日の団体交渉では、主に冬季一時金の問題について団体交渉が行われた。

同月23日、A教諭が組合に加入し、同月30日には、冬季一時金と併せて、A教諭の問題についても団体交渉事項とされた。

同年12月14日、使用者との交渉が平行線となったため、組合は、自主的な解決は困難であると判断し、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年12月31日現在、係属中である。

平成 21 年(調)第 34 号(1951 号)

申請年月日	平成 21 年 12 月 28 日		
あっせん員	— (公)	— (労)	— (使)
係属日数	— 日	あっせん回数	— 回
終 結	係属中	終 結 区 分	—

1 申 請 者

組 合 川西市

X労働組合総連合A連合会B労働組合

組合員数 25 人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 尼崎市

Y株式会社 (道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー))

従業員数 150 人

関係事業所 川西営業所

3 調整事項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>団体交渉に応じ、①累進歩合制度、②営業停止処分の期間中に被った不利益の回復、③年末一時金等について協議することを求める。</p>	<p>会社の大事なときに委員長が休んでいるような組合とは、団体交渉はできない。</p>

## 5 申請までの経過

労使双方は、平成12年7月20日に累進歩合制度を内容とした暫定賃金協定を締結し、さらに、平成18年12月12日には暫定賃金協定の一部変更に係る確認書を締結したが、組合は、平成21年4月20日から同年9月24日の間に6回にわたって、累進歩合制度の見直しについて、団体交渉を実施するように使用者に申し入れた。

また、同年9月25日に使用者の川西営業所に対する営業停止処分があったが、組合は、同年10月2日から同年11月11日までの間に5回にわたって、営業停止処分の期間中に被った組合員の不利益の回復について、団体交渉を実施するように申し入れた。

使用者は、同年4月以降、団体交渉の実施に応じておらず、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年12月28日、あっせん申請を行った。

## 6 調整の経過及び結果

平成21年12月31日現在、係属中である。



## 第3部 審査関係

第1	不当労働行為事件の審査	99
1	概況	99
2	不当労働行為事件取扱一覧表	106
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	108
第2	労働組合の資格審査	110
1	概況	110
2	労働組合資格審査取扱一覧表	111





# 第1 不当労働行為事件の審査

## 1 概 況

### (1) 取扱状況

平成21年に取り扱った不当労働行為事件は、20件であった。そのうち、前年からの繰越件数は4件で、前年より2件少なく、新規申立件数は16件で、前年より9件多くなっている。終結事件は8件で、前年より1件少なくなっている。

また、翌年への繰越件数は12件で、前年より8件多くなっている（第1表参照）。

### (2) 新規申立事件

平成21年の新規申立件数16件の内容は、次のとおりである。

ア 申立事項別では、2号事件が8件、1・2号事件、1・3号事件及び1・2・3号事件が各2件、3号事件及び2・3号事件が各1件となっている（第2表参照）。

イ 申立人別では、労働組合による申立てが15件、労働組合と労働組合員による申立てが1件となっている。

ウ 地区別では、神戸地区が6件、阪神南地区が5件、東播磨地区及び中播磨地区が各2件、北播磨地区が1件となっている（第6表参照）。

エ 業種別では、運輸、郵便が6件、製造が4件、卸売、小売、その他及び公務が各2件となっている（第7表参照）。

オ 企業規模別では、49人以下が5件、500～999人及び1,000人以上が各3件、50～99人が2件、100～199人、200～299人及び300～499人が各1件となっている（第8表参照）。

### (3) 終結状況

平成21年に終結した8件の内訳は、次のとおりである。

ア 終結件数8件のうち、繰越件数分が3件、新規申立件数分が5件となっている（第9表参照）。

終結した8件の内容は、命令・決定が2件、和解・取下げが6件となっている（第9表参照）。

終結件数の取扱件数20件に対する終結率は、40%となっている。

イ 終結事件の係属日数は、命令・決定の最長が428日、最短が202日、和解・取下げの最長が324日、最短が47日、総平均196日となっている（第10表参照）。

### (4) 再審査事件

平成21年中に交付された命令・決定のうち1件について、中央労働委員会に再審査の申立てがなされた。

また、前年から繰り越された2件が終結したので、翌年への繰越件数は1件となった（第13表参照）。

(5) 行政訴訟事件

前年から繰り越された、平成21年(行コ)第11号不当労働行為救済申立却下決定取消請求控訴事件について、平成21年12月22日、控訴棄却判決が下され、これに対して、当委員会が、上告提起及び上告受理申立てを行った。

したがって、翌年への繰越件数は2件となった(第14表参照)。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越
繰越件数	4	3	1
新規申立件数	16	5	11
計	20	8	12

第2表 申立事項別件数

申立事項	繰越件数	新規申立件数	計
1号(正当な組合活動による不利益取扱い)	—	—	—
2号(団体交渉の拒否)	1	8	9
3号(支配介入)	—	1	1
4号(報復的な不利益取扱い)	—	—	—
1号と2号の複合したもの	—	2	2
1号と3号の複合したもの	2	2	4
1号と4号の複合したもの	—	—	—
1号と2号と3号の複合したもの	1	2	3
1号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
2号と3号の複合したもの	—	1	1
計	4	16	20

(注) 1 審査継続中に申立事項の追加等があるため、件数は、原則として、終結時を基本とした。

2 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表

## 申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越件数	新規申立件数	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	—	1	1
		賃金等の差別	3	3	6
		仕事上の差別	—	2	2
		配転	—	1	1
		小計	3	7	10
2号	団体交渉の拒否	2	13	15	
3号	支配介入	組合誹謗	1	2	3
		別組合の育成	—	—	—
		協定不履行	—	1	1
		組合弱体化工作	2	4	6
		脱退強要	—	2	2
		就労拒否	1	1	2
		小計	4	10	14
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	—	—	—	
計		9	30	39	

(注) 1 審査継続中に申立事項の追加等があるため、件数は、原則として終結時を基本とした。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合がある場合があり、件数の計は、第1表の申立件数の計とは一致しない。

第4表

## 請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越件数	新規申立数	計
原職復帰・バックペイ	—	—	—
配置転換の撤回	—	—	—
不利益取扱いの撤回	3	6	9
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	—	1	1
団体交渉の応諾	2	13	15
支配介入の禁止	3	6	9
謝罪文の掲示・手交	1	3	4

(注) 1 審査継続中に請求する救済内容の追加等があるため、件数は、原則として、  
 終結時を基準とした。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があり、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表

## 月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	1	4
新規申立件数	1	—	1	3	1	—	3	—	1	3	2	1	16

第6表

## 地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越件数	3	—	—	1	—	—	—	—	—	—	4
新規申立件数	6	5	—	2	1	2	—	—	—	—	16

第7表 業 種 別 件 数

業 種	製造	運輸・郵便				卸売・小売	医療・福祉	教育、学習支援	サービス	その他	公務	計
		旅客運送	貨物運送	郵便	その他							
繰越件数	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	4
新規申立件数	4	2	4	—	—	2	—	—	—	2	2	16
計	4	2	6	2	—	2	—	—	—	2	2	20

第8表 企 業 規 模 別 件 数

企業規模	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
繰越件数	—	1	—	—	—	—	3	4
新規申立件数	5	2	1	1	1	3	3	16
計	5	3	1	1	1	3	6	20

(注) 1 審査継続中に企業規模の変動がある場合があり、件数は、原則として、最終時を基準とした。

第9表 終 結 区 分 別 件 数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計	関与和解	自主和解	取下げ	小計	
繰越件数	—	1	—	—	1	2	—	—	2	3
新規申立件数	1	—	—	—	1	2	1	1	4	5
計	1	1	—	—	2	4	1	1	6	8

第10表 終 結 事 件 係 属 日 数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	428 日	202 日	315 日
和 解 ・ 取 下 げ	324	47	156
総 平 均	—	—	196

第11表 終結事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件番号	業種名	終結区分	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平20 (不)5	郵便業	命令 (一部救済)	回 6	回 5	人 5 (10)	回 —	日 428
6	道路貨物運送業	取下げ (関与和解)	5	2	3 (6)	4	324
7	郵便業	取下げ (関与和解)	2	—	0 (0)	2	103
平21 (不)1	道路旅客運送業	命令 (全部救済)	3	2	2 (2)	—	202
2	教育・学習支援業	取下げ (関与和解)	2	—	0 (0)	1	47
3	地方公務	取下げ	3	—	0 (0)	—	232
4	金属製品製造業	取下げ (関与和解)	5	1	2 (2)	2	169
11	印刷・同関連業	取下げ (自主和解)	1	—	0 (0)	—	59

(注) 「尋問証人数」欄の( )内は、延べ人数である。

第12表 翌年への繰越事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件番号	業種名	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平20 (不)4	道路貨物運送業	回 6	回 5	人 5 (10)	回 1	日 448
平21 (不)5	卸売・小売業	4	3	4 (8)	3	259
6	卸売・小売業	6	—	—	—	245
7	ゴム製品製造業	4	1	—	—	179
8	廃棄物処理業	5	1	—	—	176

事件番号	業 種 名	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
9	電 気 機 械 器 具 製 造 業	5	—	—	—	170
10	一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業	2	—	—	—	98
12	道 路 路 客 運 送 業 (ハイヤー・タクシー業)	2	—	—	1	85
13	一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業	2	—	—	—	73
14	道 路 貨 物 運 送 業	2	—	—	—	45
15	道 路 貨 物 運 送 業	1	—	—	—	45
16	そ の 他 の 製 造 業	—	—	—	—	7

(注) 係属日数は、平成21年末までの数値である。

第13表 再 審 査 事 件 一 覧

事 件 番 号 ( 業 種 名 )	申 立 人 申立年月日	不 服 の 要 点	審 査 経 過
中労委 平20(不再)第7号 (社会保険・社会福祉・介護事業)	使用者 20. 3. 24	初審命令の 取消し	21. 3. 11 和解認定 (関与和解)
中労委 平20(不再)第15号 (卸売・小売業)	使用者 20. 4. 16	”	21. 7. 24 一部変更
中労委 平21(不再)第54号 (郵便事業)	労働者 21. 12. 25	”	係属中 (21. 12. 31)

## 第14表

## 行政訴訟事件一覽

事件番号 (業種名)	提起人 提起年月日	請求の趣旨	訴訟経過
大阪高裁 平21(行コ)11号 不当労働行為救済申立却下決定 取消請求控訴事件 (ゴム製品製造業)	当委員会 20.12.25	原判決の取消し	21.12.22 棄却
大阪高裁 平成21年(行サ)第104号 不当労働行為救済申立却下決定 取消請求上告提起事件 (ゴム製品製造業)	当委員会 21.12.28	原判決の破棄	係属中 (21.12.31現在)
大阪高裁 平成21年(行ノ)第117号 不当労働行為救済申立却下決定 取消請求上告受理申立事件 (ゴム製品製造業)	当委員会 21.12.28	上告受理・原判 決の破棄	係属中 (21.12.31現在)

## 2 不当労働行為事件取扱一覽表

事件 番号	業種名	第7条 該当号	申立て			終結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平20 (不)4	道路貨物運送業	1・2・3	組合	20.10.10	不利益取扱 団交拒否 支配介入			神戸市
5	郵便業	1・3	個人	20.10.10	不利益取扱 支配介入	21.12.11	命令 (一部救済)	加古川市
6	道路貨物運送業	1・3	組合	20.10.27	不利益取扱 支配介入	21.9.15	取下げ (関与和解)	神戸市
7	郵便業	2	組合	20.12.15	団交拒否	21.3.27	取下げ (関与和解)	神戸市
平21 (不)1	道路旅客運送業	2	組合	21.1.5	団交拒否	21.7.25	命令 (全部救済)	神戸市
2	教育・学習支援業	2	組合	21.3.12	団交拒否	21.4.27	取下げ (関与和解)	加古川市



事件番号	業種名	第7条該当号	申立て			終結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
3	地方公務	2	組合	21. 4. 7	団交拒否	21. 11. 24	取下げ	尼崎市
4	金属製品製造業	2	組合	21. 4. 17	団交拒否	21. 10. 2	取下げ (関与和解)	三木市
5	卸売・小売業	1・2	組合	21. 4. 17	不利益取扱 団交拒否			神戸市
6	卸売・小売業	2	組合	21. 5. 1	団交拒否			神戸市
7	ゴム製品製造業	2	組合	21. 7. 6	団交拒否			神戸市
8	廃棄物処理業	1・2・3	組合	21. 7. 9	不利益取扱 団交拒否 支配介入			西宮市
9	電気機械器具製造業	1・2	組合	21. 7. 15	不利益取扱 団交拒否			西宮市
10	一般貨物自動車 運送業	2	組合	21. 9. 25	団交拒否			姫路市
平21 (不)11	印刷・同関連業	2	組合	21. 10. 7	団交拒否	21. 12. 4	取下げ (自主和解)	高砂市
12	道路旅客運送業	3	組合	21. 10. 8	支配介入			西宮市
13	一般貨物自動車 運送業	1・3	組合	21. 10. 20	不利益取扱 支配介入			姫路市
14	道路貨物運送業	1・2・3	組合 個人	21. 11. 17	不利益取扱 団交拒否 支配介入			神戸市
15	道路貨物運送業	1・3	組合	21. 11. 17	不利益取扱 支配介入			神戸市
16	その他の製造業	2・3	組合	21. 12. 25	団交拒否 支配介入			尼崎市
計		20 件						

### 3 審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 27 条の 18 及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成 17 年兵庫県労働委員会規則第 4 号）第 4 条第 3 項の規定により、平成 22 年における審査の期間の目標及び平成 21 年における審査の実施状況を下記のとおり公表する。

#### 記

#### (1) 平成 22 年における審査の期間の目標

当委員会は、平成 22 年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。ただし、特に複雑な事件については、事件ごとに作成する審査計画に定める期間をもって目標とする。

ア 単純な団体交渉拒否事件 6 月

イ その他の標準的な事件 1 年 3 月

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっている事件をいい、特に複雑な事件とは、複数の労働者の査定差別が争点となっている等の主張の内容等が複雑で立証に特に多くの労力を要する事件をいう。

#### (2) 平成 21 年における審査の実施状況

##### ア 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	7 件	6 件	1 件
その他の標準的な事件	13	2	11
特に複雑な事件	0	0	0
計	20	8	12

##### イ 審査期間の状況（平成 21 年中に終結した事件）

##### (7) 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	係 属 日 数		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	202 日	202 日	202 日
和 解 ・ 取 下 げ	232	47	122
総 平 均	—	—	135 (約 4 月)

## (イ) その他の標準的な事件

終結区分	審 査 の 結 果		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	428 日	428 日	428 日
和 解 ・ 取 下 げ	324	324	324
総 平 均	—	—	376 (約1年)

## ウ 個別事件の審査の実施状況（平成21年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	和解 回数	尋 問 証人数	備 考
平成20年 (不)第5号事件	命令 (一部救済)	428 日	6 回	5 回	0 回	5 人 (10)	標 準
平成20年 (不)第6号事件	取下げ (関与和解)	324	5	2	4	3 (6)	標 準
平成20年 (不)第7号事件	取下げ (関与和解)	103	2	0	2	0 (0)	団交拒否
平成21年 (不)第1号事件	命令 (全部救済)	202	3	2	0	2 (2)	団交拒否
平成21年 (不)第2号事件	取下げ (関与和解)	47	2	0	1	0 (0)	団交拒否
平成21年 (不)第3号事件	取下げ	232	3	0	0	0 (0)	団交拒否
平成21年 (不)第4号事件	取下げ (関与和解)	169	5	1	2	2 (2)	団交拒否
平成21年 (不)第11号事件	取下げ (自主和解)	59	1	0	0	0 (0)	団交拒否

(注1) 「尋問証人数」欄の( )内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」は単純な団体交渉拒否事件を、「標準」はその他の標準的な事件を示す。

## 第2 労働組合の資格審査

### 1 概 況

平成 21 年に取り扱った労働組合の資格審査は 38 件で、その内訳は、前年からの繰越件数が 3 件、新規取扱件数が 35 件であった。申請理由別では、委員推薦が 14 件、不当労働行為が 19 件、法人登記が 5 件となっている（第 1 表参照）。

このうち、本年中に 24 件（適合決定 18 件、打切り 6 件）が終結したので、翌年への繰越件数は 14 件となった（第 2 表参照）。

適合決定された 18 件（委員推薦件 14 件、不当労働行為 1 件、法人登記 3 件）では、補正事項はなかった（第 3、第 4 表参照）。

第 1 表 申請理由別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
繰 越 件 数	—	3	—	—	3
新 規 取 扱 件 数	14	16	5	—	35
計	14	19	5	—	38

第 2 表 申請理由別、終結区分別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
取 扱 件 数	14	19	5	—	38
終 結 件 数	打 切 り	6	—	—	6
	取 下 げ	—	—	—	—
	適 合 決 定	14	1	3	18
	不 適 合 決 定	—	—	—	—
	計	14	7	3	—
翌年への繰越件数	—	12	2	—	14

第3表

申請理由別補正件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
決 定 件 数	14	1	3	—	18
同上のうち補正件数	—	—	—	—	—

第4表

該当号別補正状況

区分	1号 〔名称〕	2号 〔所在地〕	3号 〔均等 取扱〕	4号 〔組合員 資格〕	5号 〔役員 選挙〕	6号 〔総会 開催〕	7号 〔会計 報告〕	8号 〔罷業 開始〕	9号 〔規約 改正〕	傘 下 組合の 規 約
件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 件数の合計は、補正件数の合計とは一致しない。

## 2 労働組合資格審査取扱一覧表

事 件 番 号	組合員数	係 属		終 結	
		年月日	事由	年月日	事由
平成20年 (資) 第5号事件	45	20. 10. 10	不		
平成20年 (資) 第6号事件	317	20. 10. 27	不	21. 9. 15	打切り
平成20年 (資) 第9号事件	400	20. 12. 15	不	21. 3. 27	打切り
平成21年 (資) 第1号事件	42	21. 1. 5	不	21. 7. 14	適合
平成21年 (資) 第2号事件	352	21. 3. 5	法	21. 12. 3	適合
平成21年 (資) 第3号事件	573	21. 3. 9	法	21. 3. 19	適合
平成21年 (資) 第4号事件	220	21. 3. 12	不	21. 4. 27	打切り
平成21年 (資) 第5号事件	82	21. 4. 7	不	21. 11. 24	打切り

事件番号	組合員数	係 属		終 結	
		年月日	事由	年月日	事由
平成21年 (資)第6号事件	250	21. 4. 17	不	21. 10. 2	打切り
平成21年 (資)第7号事件	約100	21. 4. 17	不		
平成21年 (資)第8号事件	約100	21. 5. 1	不		
平成21年 (資)第9号事件	1, 194	21. 5. 22	委	21. 6. 4	適合
平成21年 (資)第10号事件	276	21. 6. 1	委	21. 6. 4	適合
平成21年 (資)第11号事件	286	21. 6. 1	委	21. 6. 11	適合
平成21年 (資)第12号事件	3, 997	21. 6. 1	委	21. 6. 4	適合
平成21年 (資)第13号事件	183	21. 6. 1	委	21. 6. 11	適合
平成21年 (資)第14号事件	921	21. 6. 5	委	21. 6. 11	適合
平成21年 (資)第15号事件	103	21. 6. 8	委	21. 6. 11	適合
平成21年 (資)第16号事件	473	21. 6. 8	委	21. 6. 11	適合
平成21年 (資)第17号事件	539	21. 6. 9	委	21. 6. 11	適合
平成21年 (資)第18号事件	1, 490	21. 6. 9	委	21. 6. 11	適合
平成21年 (資)第19号事件	50	21. 6. 10	委	21. 6. 11	適合
平成21年 (資)第20号事件	10	21. 6. 10	委	21. 6. 11	適合
平成21年 (資)第21号事件	143	21. 6. 10	委	21. 6. 11	適合
平成21年 (資)第22号事件	790	21. 6. 10	委	21. 6. 11	適合
平成21年 (資)第23号事件	約450	21. 7. 9	不		

事 件 番 号	組 合 員 数	係 属		終 結	
		年 月 日	事 由	年 月 日	事 由
平成 21 年 (資) 第 24 号事件	1,047	21. 7. 6	不		
平成 21 年 (資) 第 25 号事件	86	21. 7. 15	不		
平成 21 年 (資) 第 26 号事件	317	21. 9. 25	不		
平成 21 年 (資) 第 27 号事件	757	21. 10. 7	不	21. 12. 4	打切り
平成 21 年 (資) 第 28 号事件	13	21. 10. 8	不		
平成 21 年 (資) 第 29 号事件	317	21. 10. 20	不		
平成 21 年 (資) 第 30 号事件	95	21. 11. 9	法	21. 12. 3	適合
平成 21 年 (資) 第 31 号事件	38	21. 11. 17	不		
平成 21 年 (資) 第 32 号事件	577	21. 11. 17	不		
平成 21 年 (資) 第 33 号事件	40	21. 12. 7	法		
平成 21 年 (資) 第 34 号事件	336	21. 12. 16	法		
平成 21 年 (資) 第 35 号事件	約450	21. 12. 25	不		
計		38件			

(注) 「係属」の「事由」欄の「委」は「委員推薦」、「不」は「不当労働行為」、  
「法」は「法人登記」を示す。

